

本郷小学校原子力災害時避難計画

第1章 総 則

第1 目 的

この計画は、福井県地域防災計画（原子力災害対策編）第2章第1節第7に基づき、本郷小学校（以下「学校」という。）における原子力災害対策について必要な事項を定め、原子力事業所の原子力事故による災害から、児童および教職員を安全かつ迅速に避難させることを目的とする。

第2 適用範囲

この計画は、児童および教職員に適用する。

第3 校長の役割

校長は、本計画に基づき、教職員を指揮し、原子力災害対策を総合的に推進するために必要な措置を講ずるものとする。

第4 教職員の役割

教職員は、校長の指揮の下、児童の身体および生命の安全を確保するため、本計画に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

第5 地域等との連携協力

学校は、原子力災害対策の実施に当たり、行政機関、近隣施設、地域住民および保護者等と十分連携、協力を図るものとする。

第2章 原子力災害事前対策

第1 原子力災害対策に関する事項

学校における原子力災害対策の総合的な推進を図るため、校内防災委員会において原子力災害対策に関する以下の事項を審議するものとする。

- (1) 原子力災害時避難計画の作成、検証および改定に関すること。
- (2) 原子力災害時の緊急連絡・通信手段に関すること。
- (3) 避難場所、避難経路および避難方法に関すること。
- (4) 防災教育および避難訓練に関すること。
- (5) 児童の保護者への引き渡し方法に関すること。
- (6) 災害用物品の整備に関すること。
- (7) その他原子力災害対策について必要な事項に関すること。

第2 緊急連絡体制の整備

校長は、町の協力を得て、原子力災害に備え、緊急時における情報伝達の手段および方法を確立し、伝達事項を確認するとともに、あらかじめ緊急時連絡先一覧表（別紙様式1）を作成するものとする。

第3 保護者への引き渡し

校長は、緊急時における児童の保護者等への引き渡し方法を別図1のとおりあらかじめ定めるとともに、緊急時引き渡しカード（別紙様式2）を作成するものとする。

第4 避難場所、避難経路および避難方法

校長は、県および町が定める避難場所、避難経路および避難方法をあらかじめ把握し、原子力災害時において、児童および教職員を集団的に避難させる場合に備えるものとする。

第5 避難訓練の計画的実施

- 1 校長は、学校において避難訓練を計画的に実施し、教職員の役割に応じた行動を確認させるとともに、児童が災害時に安全に屋内退避や避難行動を行える能力を身につけさせるものとする。なお、県や町等が実施する原子力防災訓練に積極的に参加し、原子力災害発生時の対応が円滑に実施できるように努めるものとする。
- 2 校長は、訓練実施後、その実施効果等の検証を行うものとする。

第6 災害用物品の整備および点検

校長は、避難誘導等に必要な物品について整備するとともに、定期的に点検を行うものとする。

(災害用物品の例)

- ・避難誘導に必要な物品

ホイッスル、ハンドマイク、マスク、懐中電灯、携帯ラジオ、児童名簿、緊急時引き渡しカード等

- ・救護に必要な物品

救急箱、健康観察カード、毛布等

第3章 緊急事態応急対策

第1 学校災害対策本部の設置

- 1 校長は、町等から、原子力事業所で重大なトラブルが発生したという情報を入手した場合、学校内に校長を本部長とする学校災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。
- 2 対策本部は、校長をはじめ全教職員で構成し、校長の指名する者を責任者とする総括班、情報連絡班、避難誘導班、救護・衛生班を設置するものとする。各班の役割は別表1のとおりとする。

第2 情報の収集および応援要請

校長は、町災害対策本部等と連絡を取り、正確な情報の収集を行うとともに、必要と判断する場合は、町災害対策本部に対し、避難誘導員の派遣等の応援要請を行うものとする。

第3 屋内退避

校長は、町災害対策本部から屋内退避指示があった場合、その指示に基づき、別表2、別表4のとおり適切な屋内退避措置を講じるものとする。

第4 避難

- 1 校長は、町災害対策本部から避難準備指示があった場合、その指示に基づき、児童の避難準備を行うものとする。
- 2 校長は、町災害対策本部に対し、児童および教職員の人数、避難に必要な車両数、必要とする資機材、避難誘導員の派遣の必要性など、避難に関する情報を提供するものとする。
- 3 児童の保護者等への引き渡しを行う場合は、第2章第3に基づき、あらかじめ定める方法により行うものとする。
- 4 校長は、町災害対策本部から避難指示があった場合、その指示に基づき、別表3、別表4のとおり児童および教職員の避難を行うものとする。

第5 児童の健康状態の把握・健康管理

校長は、避難場所に避難した時点および随時、児童生徒の健康状態を把握し、異常があった場合には、町災害対策本部等と連絡を取り、適切に対処するものとする。

第6 児童の保護者等への連絡

- 1 校長は、避難が完了した場合、児童の保護者および関係機関等へ連絡するものとする。また、児童の健康状態に変化があった場合も同様とする。
- 2 避難完了後、児童の保護者等への引き渡しを行う場合は、第2章第3に基づき、あらかじめ定める方法により行うものとする。

平成26年 7月18日 策定

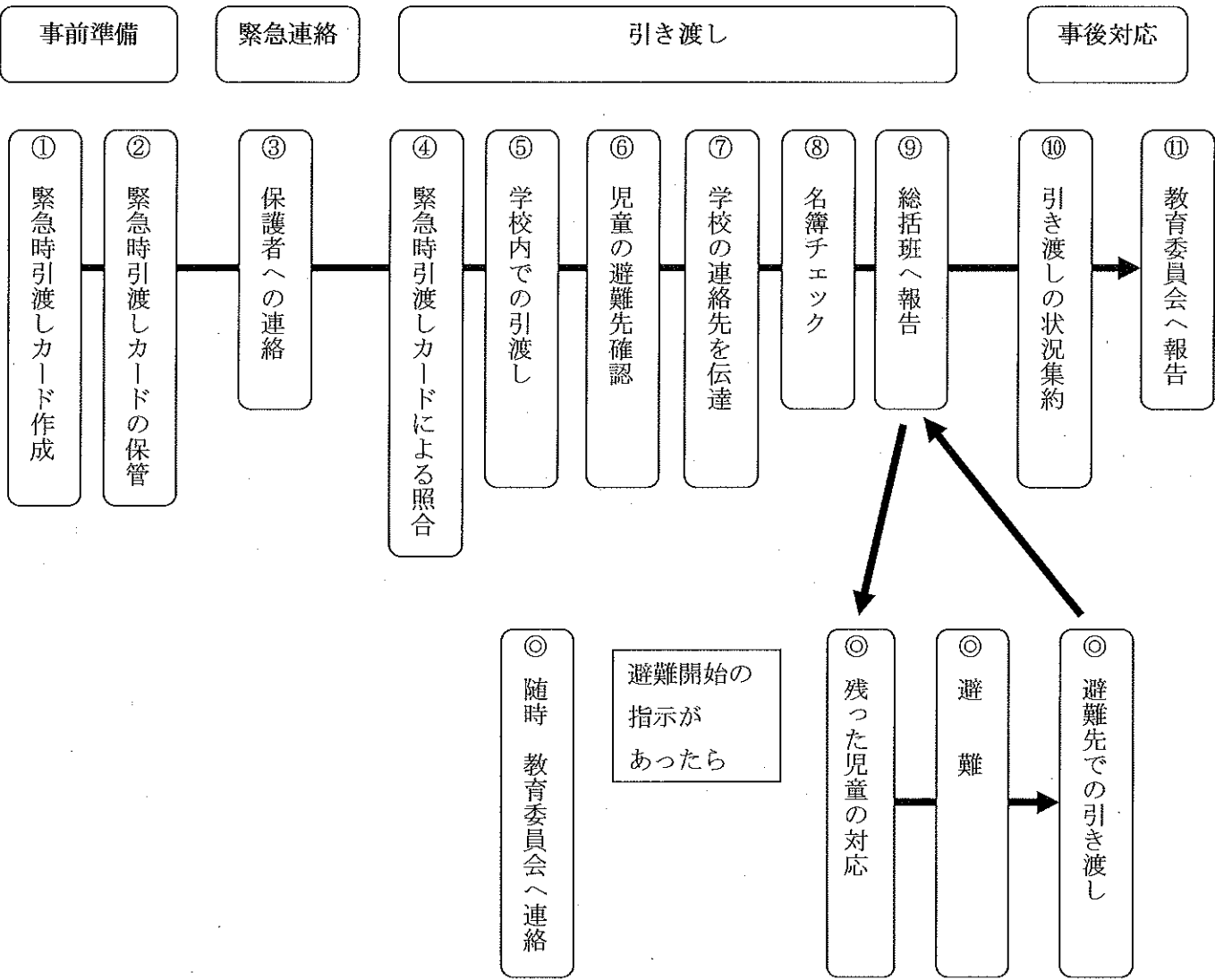
平成26年 8月26日 改定

本郷小学校 緊急時連絡先一覧表

機 関 名	電話番号 FAX 番号	所 在 地
おおい町災害対策本部	77-1111 77-1289	おおい町本郷 136-1-1
福井県教育委員会	0776-20-0598 0776-20-0672	福井県福井市大手 3 丁目 17 番 1 号 11 階
おおい町教育委員会	77-1150 77-1177	おおい町本郷 136-1-1
若狭消防署	53-0119 52-4141	小浜市大手町 7-8
若狭消防署大飯分署	77-0119 77-1376	おおい町本郷 137-2-1
小浜警察署	52-0110 52-6856	小浜市南川町 16-27
小浜警察署大飯駐在所	77-0022 (FAX 兼)	おおい町本郷 137-1-1
なごみ診療所	77-2753 77-2276	おおい町本郷 92-51-1
あみーシャン大飯	77-3410 77-3412	おおい町本郷 82-14
若狭健康福祉センター	52-1300 52-1058	小浜市四谷町 3-10

別図 1（第 2 章第 3 関係）

保護者への引き渡し方法



緊急時引き渡しカード

おい町立本郷小学校

年 組		ふりがな 氏名			性別	男 女
					血液型	
現住所	〒			自宅電話番号	()	
				自宅以外連絡先① 名称		
				電話番号	— —	
				自宅以外連絡先② 名称		
		電話番号	— —			
保護者氏名		氏名		氏名		
本校在学生の兄弟等		年 組 氏名				
		年 組 氏名				
		年 組 氏名				
児童の引受人 (児童を迎えに来る人、保護者以外の人も含む)						
	引受人氏名	本人との関係	電話番号	徒歩で学校に来るまでの 所要時間	引渡確認	
1						
2						
3						
4						
5						
引き渡し時の記載 (引き渡し時に関係者が記入します)						
引渡日時	月 日 時	引渡場所	教室・校庭・体育館・避難所・その他()			
引渡者の氏名(職員氏名)						
引渡後の 連絡先	引受人氏名		自宅 電話番号	()		
			携帯 電話番号	— —		

※緊急引き渡しカードは非常持ち出し袋等に常時保管する

別表 1 (第 3 章第 1 関係)

学校災害対策本部の各班とその役割

班編成	担当者	災害に備えての準備事項	災害時における各班の役割
本部長	校長	・全職員に対して、災害時の対応についての個々の役割分担を明確化する。 ・保護者に対し、原子力防災時における学校の対応策や避難場所について周知徹底を図る。	・学校災害対策本部を設置し、町からの指示に従い全教職員にあらかじめ定められた災害活動に直ちに従事することを指示する。 ・町教育委員会へ、随時状況の報告をする。
総括班	教頭・事務職	・緊急時連絡先一覧表を作成する。 ・全教職員に対して、災害に備えての原子力防災体制について共通理解を図るとともに、周知徹底を図る。	・各班との連携のもと、災害対策担当部局や教育委員会等との連絡に当たる。
情報連絡班	松本・西・松井	・保護者との連絡体制を確認しておく。 ・緊急時引き渡しカードの作成状況を確認し、保管する。	・児童等の避難状況等について、保護者からの問い合わせに対応する。 ・児童の引き渡しについて保護者等へ連絡する。
避難誘導班	前田・山本・小林・堤・山崎・坂谷・松宮・寺井	【①屋内退避の場合】 ・学校における屋内退避は、担任の指揮の下、教室で退避させるため、教室に安全かつ迅速に集合できるための経路について、児童に周知徹底を図る。 【②避難の場合】 ・町が手配する車両に児童が安全に乗車できるための場所の設定と乗車場所までの経路について、児童に周知徹底を図る。	【①屋内退避の場合】 ・教室内へ安全かつ速やかに退避させ、全ての窓やカーテンを閉め、換気扇を止め、児童等に状況の説明をし、次の指示が出るまで教室内で待機させる。 ・屋内退避が完了したときは、速やかに総括班に報告する。 【②避難の場合】 ・児童を速やかに屋内に退避させ、状況を説明する。その後、指定された避難所に向かうため、手配された車両に順序良く乗車させる。 ・避難時には、マスク、帽子、上着を着用させる。 ・原則として教職員が児童と行動をともにし、児童がパニックを起こさないよう適切な指示をする。 ・避難が完了したときは、速やかに総括班に報告する。
救護・衛生班	吹上・加部・米谷	・救急用品の確保および救護体制を整備する。 ・避難時や屋内退避時の放射線防護対策を確認しておく。	【①屋内退避の場合】 ・緊急的な医療行為の必要が生じた場合は、直ちに町災害対策本部に連絡し、その指示を受ける。 【②避難の場合】 ・避難所に設置される救護所との連携・協力を図り、児童等および教職員に対する的確な救護と応急的な措置および健康観察を行う。

別表 2 (第 3 章第 3 関係)

状況に応じた原子力災害への対応 (屋内退避の場合)

	児童の動き	教職員の動き
(1) 登校時に災害が発生したら	○ 防災無線や広報車などの放送をしっかりと聞き、その指示に従う。 ○ 学校に登校し、先生の指示で速やかに屋内に退避する。	○ 登校してきた児童を、速やかに教室に退避させる。 ○ 児童の出欠を確認し、総括班へ報告する。 ○ 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 ○ 低学年の児童等に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 ○ 児童の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）
(2) 授業中等に災害が発生したら	《授業中・休み時間・放課後》 ○ 屋外にいた時は、先生の指示で速やかに屋内に退避する。	《授業中や休み時間・放課後》 ○ 校内放送により、自分の教室以外にいる児童を、速やかに教室に退避させる。 ○ 児童の把握に努め、総括班へ報告する。 ○ 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 ○ 低学年の児童等に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 ○ 児童の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）
(3) 下校時に災害が発生したら	○ 防災無線や広報車などの放送をしっかりと聞き、その指示に従う。 ○ そのまま家へ帰り、その後、町からの指示に従う。	○ 学校に残っていたり、もし戻ってきたりした児童がいた場合は速やかに屋内に退避させ、状況を確認し、総括班へ報告する。 ○ 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 ○ 低学年の児童等に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 ○ 児童の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）

(4) 学校外活動中に災害が発生したら	《屋内避難対象地域内で活動している場合》 ○ 屋外活動中に災害情報等を聞いたら、先生の指示で近くの建物に速やかに退避する。	《屋内退避対象地域内で活動している場合》 ○ 防災無線や広報車などの放送による町災害対策本部からの指示に従う。 ○ 屋外活動中の児童を近くの建物に速やか退避させる。 なお、学校と随時連絡を取り合う。 ○ 大会等では、施設の管理責任者や大会本部の指示に従う。 ○ 野外活動中で屋内退避する建物がない場合、その地域の市町災害対策本部と連絡を取り、指示に従って行動する。 ○ 低学年の児童等に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 ○ 児童の健康観察を行い、その結果を学校へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告する。（保護者からの電話は控えてもらう）
	《屋内退避または避難対象地域外で活動している場合》 ○ 公共施設やバスの中で待機する。	《屋内退避または避難対象地域外で活動している場合》 ○ 学校は、早急に引率者に連絡をし、災害の発生を知らせる。 ○ 学校と連絡を取り合って、安全な地域の公共施設等で待機し、指示を待つ。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう）
(5) 休業日に災害が発生したら	《自校における課外活動等》 ○ 屋外にいたときは、先生の指示で速やかに屋内に退避をし、先生の指示に従った行動をとる。	《自校における課外活動等》 ○ 防災無線や広報車などの放送による町災害対策本部からの指示に従う。 ○ 屋外にいる児童を、速やかに屋内に退避させ、総括班へ報告する。 ○ その場にいる教職員で、町と協力し、児童の安全に努める。 ○ 低学年の児童等に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 ○ 屋内退避をしたら、児童の健康観察を行い、定期的に総括班へ連絡し、指示を仰ぐ。 保護者（家庭）へは、本人の所在等を知らせる。

別表3（第3章第4関係）

状況に応じた原子力災害への対応（避難の場合）

	児童の動き	教職員の動き
(1) 登校時に災害が発生したら	○ 防災無線や広報車などの放送をしっかりと聞き、その指示に従う。 ○ 学校に登校し、先生の指示で、速やかに屋内に退避し、避難の準備をする。 ○ 避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。 ○ 避難所に着いたら、先生や町の人の指示に従った行動をとる。	○ 登校してきた児童を、速やかに屋内に退避させ、避難の準備をさせる。 ○ 児童の出欠を確認し、総括班へ報告する。 ○ 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 ○ 町が手配する車両で指定された避難所へ移動させる。 ○ 避難所に着いたら、児童の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）
(2) 授業中等に災害が発生したら	《授業中・休み時間・放課後》 ○ 屋外にいたら、先生の指示で速やかに屋内に退避し、避難の準備をする。 ○ 避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。 ○ 避難所に着いたら、先生や町の人の指示に従った行動をとる。	《授業中・休み時間・放課後》 ○ 屋外にいる児童を、速やかに屋内に退避させ、避難の準備をさせる。 ○ 児童の把握に努め、総括班へ報告する。 ○ 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 ○ 町が手配する車両で、指定された避難所へ移動させる。 ○ 避難所に着いたら、児童の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、町災害対策本部から、児童生徒の避難場所を防災無線等により広報する。
(3) 下校時に災害が発生したら	○ 防災無線や広報車などの放送をしっかりと聞き、その指示に従う。 ○ 家へ帰り、その後、町からの指示に従う。 ○ 避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。 ○ 避難所に着いたら、先生や町の人の指示に従った行動をとる。	○ 学校に残っていたり、もし戻ってきたりした児童がいた場合は速やかに屋内に退避させ、状況を確認し、総括班へ報告するとともに、避難の準備をさせる。 ○ 町が手配する車両で指定された避難所へ移動させる。 ○ 避難所に着いたら、児童の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）

(4) 校外活動中に災害が発生したら	《避難対象地域内で活動している場合》 ○ 屋外活動中に災害情報等を聞いたら、先生の指示で近くの建物に退避し、避難の準備をする。 ○ 避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。 ○ 避難所に着いたら、先生や市町の人の指示に従った行動をとる。	《避難対象地域内で活動している場合》 ○ 防災無線や広報車などの放送による市町災害対策本部からの指示に従う。 ○ 屋外活動中の児童を近くの建物に退避させ、避難の準備をさせる。 なお、学校と随時連絡を取り合う。 ○ 大会等では、施設の管理責任者や大会本部の指示に従う。 ○ 当該市町災害対策本部からの指示で避難誘導し、市町が手配する車両で指定された避難所へ移動させる。 ○ 避難所に着いたら、児童の健康観察を行い、その結果を学校へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）
	《屋内退避または避難対象地域外で活動している場合》 ○ 公共施設やバスの中で待機する。	《屋内退避または避難対象地域外で活動している場合》 ○ 学校は、早急に引率者に連絡をし、災害の発生を知らせる。 ○ 学校と連絡を取り合って、安全な地域の公共施設等で待機し、指示を待つ。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）
(5) 休日・夜間に災害が発生したら	《自校における課外活動等》 ○ 先生の指示で速やかに屋内に退避し、避難の準備をする。 ○ 避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。 ○ 避難所に着いたら、先生や町の人の指示に従った行動をとる。	《自校における課外活動等》 ○ 防災無線や広報車などの放送による町災害対策本部からの指示に従う。 ○ 屋外にいる児童を、速やかに屋内に退避させ、避難の準備をするとともに総括班へ報告する。 ○ 町が手配する車両で指定された避難所へ移動させる。 ○ 避難所に着いたら、児童の健康観察を行い、定期時に総括班へ連絡し、指示を仰ぐ。 ○ 保護者（家庭）へ、本人の所在等を知らせる。 《自宅にいた時に災害が発生した場合》 ○ 職員は自宅が屋内退避対象地域でない場合に、可能な限り勤務校が指定されている避難所へ向かい、避難所で児童の所在を確認し総括班へ報告する。 また、避難所運営への支援協力をする。

(別表4)

行動チェックリスト（災害発生時）

【学校名：おおい町本郷小学校】

① 避難準備

区分	チェック項目	結果
活動内容	学校災害対策本部を設置する。	
	全教職員は定められた災害活動に従事する。	
	児童に状況を説明し、落ち着かせ、不安を和らげる。	
	緊急時引き渡しカードを準備、確認する。	
情報収集	町の災害対策本部からの連絡時に、学校の状況報告や今後の情報伝達方法等について確認する。	
	テレビ・ラジオ等による原子力事故に関する情報に留意し、継続的な情報収集を行う。	
	県・町ホームページ、防災行政無線、広報車、各区、自主防災組織等からの広報により、国・県・町の対応状況、学校がとるべき対応を収集する。	
	収集した情報を学校災害対策本部長に伝達するとともに、教職員全員で共有する。	
避難準備	屋内退避または避難指示が出された場合の活動内容を確認し、避難準備を開始する。	

② 屋内退避

区分	チェック項目	結果
避難行動	教職員は、児童を安全かつ速やかに教室に退避させる。	
活動内容	屋外にいる児童を速やかに屋内に退避させ、顔や手を洗い、避難準備させる。	
	児童の人数を確認し、総括班へ報告する。	
	屋内へ外気が入ってくるのを防ぐため、全てのドア・窓・カーテンを閉め、換気扇等を止める。	
	児童に状況を説明し、落ち着かせ、不安を和らげる。	
	低学年の児童等に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。	
	児童の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。	
情報収集	テレビ・ラジオ等による原子力事故に関する情報に留意し、継続的な情報収集を行う。	
	県・町ホームページ、防災行政無線、広報車、各区、自主防災組織等からの広報により、国・県・町の対応状況、学校がとるべき対応を収集する。	
	収集した情報を学校災害対策本部長に伝達するとともに、教職員全員で共有する。	
家族等への連絡	事前に確認している連絡方法により、児童の状況および引き渡しについて連絡する。	
引き渡し	町災害対策本部の指示を確認し、児童を保護者に引き渡す。	
避難準備	町災害対策本部に学校の対応状況を連絡し、今後の避難場所、避難経路、避難手段を確認する。	

③ 避難指示

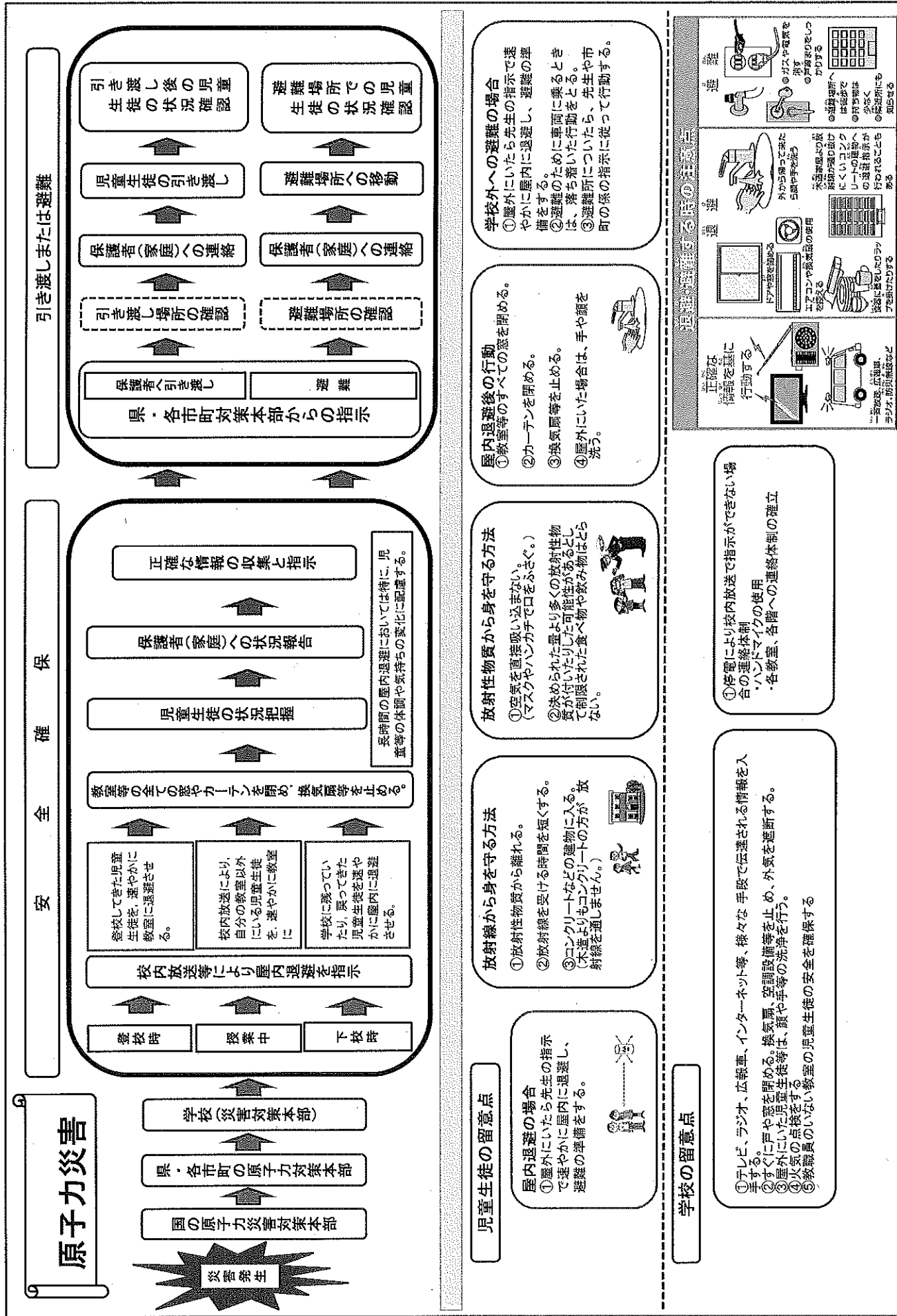
区分	チェック項目	結果
避難行動	町災害対策本部から指示があった避難場所に速やかに落ち着いて避難する。	
活動内容	町災害対策本部から指示があった避難場所、避難経路および避難手段の状況を確認する。	
	児童の人数を確認し、総括班へ報告する。	
	火気等の消化、電灯の消灯を確認し、窓等を閉めて施錠する。	
	児童に状況を説明し、落ち着かせてから、町災害対策本部が手配する車両で、指定された避難場所へ移動する。	
	児童および教職員は、避難場所への移動中はマスク、帽子、上着を着用する。	
	避難所に着いたら、児童の健康観察を行い、その結果を総括班に報告する。	
情報収集	テレビ・ラジオ等による原子力事故に関する情報に留意し、継続的な情報収集を行う。	
	県・町ホームページ、防災行政無線、広報車、各区、自主防災組織等からの広報により、国・県・町の対応状況、学校がとるべき対応を収集する。	
	収集した情報を学校災害対策本部長に伝達するとともに、教職員全員で共有する。	
家族等への連絡	避難完了後、事前に確認している連絡方法により、児童の状況および引き渡しについて連絡する。	
引き渡し	町災害対策本部の指示を確認し、児童を保護者に引き渡す。	

③ 避難指示

区分	チェック項目	結果
避難行動	町災害対策本部から指示があった避難場所に速やかに落ち着いて避難する。	
活動内容	町災害対策本部から指示があった避難場所、避難経路および避難手段の状況を確認する。	
	児童の人数を確認し、総括班へ報告する。	
	火気等の消化、電灯の消灯を確認し、窓等を閉めて施錠する。	
	児童に状況を説明し、落ち着かせてから、町災害対策本部が手配する車両で、指定された避難場所へ移動する。	
	児童および教職員は、避難場所への移動中はマスク、帽子、上着を着用する。	
	避難所に着いたら、児童の健康観察を行い、その結果を総括班に報告する。	
情報収集	テレビ・ラジオ等による原子力事故に関する情報に留意し、継続的な情報収集を行う。	
	県・町ホームページ、防災行政無線、広報車、各区、自主防災組織等からの広報により、国・県・町の対応状況、学校がとるべき対応を収集する。	
	収集した情報を学校災害対策本部長に伝達するとともに、教職員全員で共有する。	
家族等への連絡	避難完了後、事前に確認している連絡方法により、児童の状況および引き渡しについて連絡する。	
引き渡し	町災害対策本部の指示を確認し、児童を保護者に引き渡す。	

原子力災害発生時の対応(フローチャート)

・原子力災害が発生してから避難または保護者へ引き渡すまでを表しています。

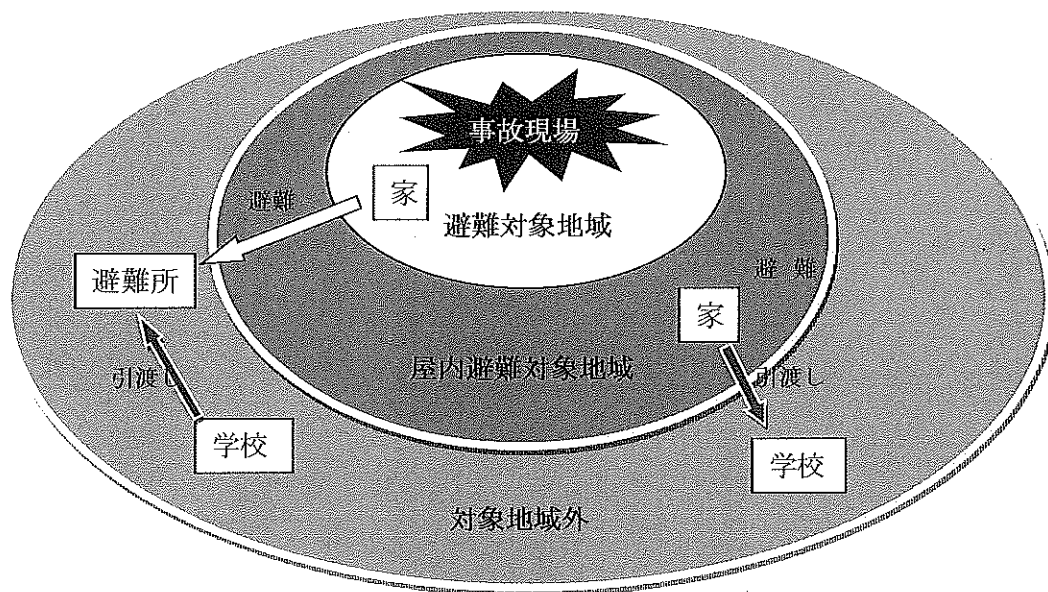


(参考資料2)

通学状況に応じた対応

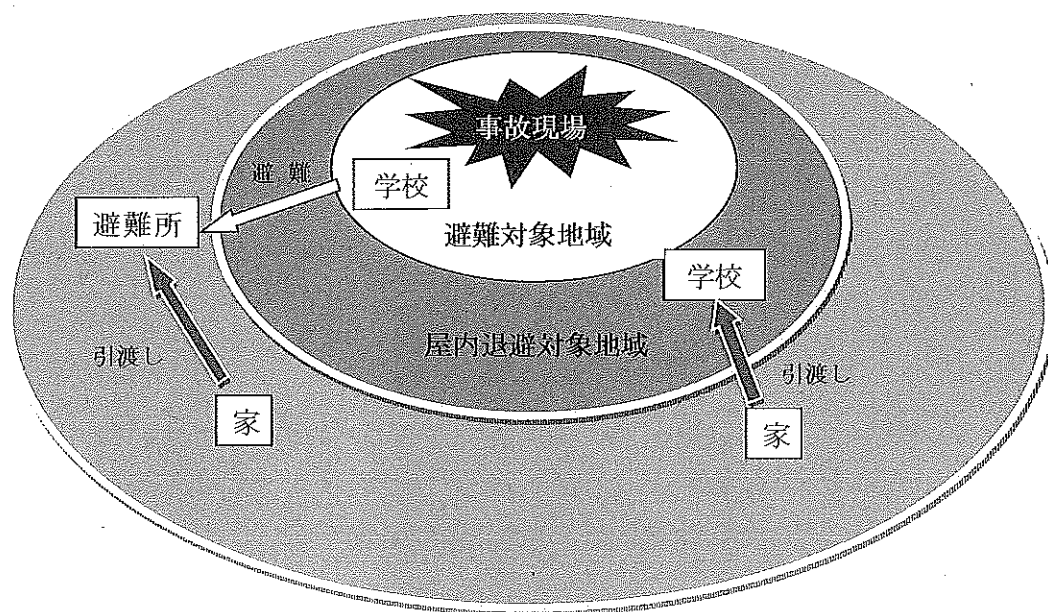
(1) 児童が30km圏内から、圏外の学校へ通学している場合

※自宅が避難区域・屋内退避区域に指定される可能性もあるため、
学校は必要な情報（名簿を作成し、指定される避難所や保護者の連絡先等を把握）
を保護者・児童に伝達する。



(2) 児童が30km圏外から、圏内の学校へ通学している場合

※学校が避難区域・屋内退避区域に指定されている場合、学校は必要な情報
（名簿を作成し、指定される避難所や保護者の連絡先等を把握）を保護者・児童に伝達する。



おおい町立佐分利小学校原子力災害時避難計画

第1章 総 則

第1 目 的

この計画は、福井県地域防災計画（原子力災害対策編）第2章第1節第7に基づき、おおい町立佐分利小学校（以下「学校」という。）における原子力災害対策について必要な事項を定め、原子力事業所の原子力事故による災害から、児童および教職員を安全かつ迅速に避難させることを目的とする。

第2 適用範囲

この計画は、児童および教職員に適用する。

第3 校長の役割

校長は、本計画に基づき、教職員を指揮し、原子力災害対策を総合的に推進するために必要な措置を講ずるものとする。

第4 教職員の役割

教職員は、校長の指揮の下、児童の身体および生命の安全を確保するため、本計画に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

第5 地域等との連携協力

学校は、原子力災害対策の実施に当たり、行政機関、近隣施設、地域住民および保護者等と十分連携、協力を図るものとする。

第2章 原子力災害事前対策

第1 原子力災害対策に関する事項

学校における原子力災害対策の総合的な推進を図るため、校内防災委員会において原子力災害対策に関する以下の事項を審議するものとする。

- (1) 原子力災害時避難計画の作成、検証および改定に関すること。
- (2) 原子力災害時の緊急連絡・通信手段に関すること。
- (3) 避難場所、避難経路および避難方法に関すること。
- (4) 防災教育および避難訓練に関すること。
- (5) 児童の保護者への引き渡し方法に関すること。
- (6) 災害用物品の整備に関すること。
- (7) その他原子力災害対策について必要な事項に関すること。

第2 緊急連絡体制の整備

校長は、おおい町の協力を得て、原子力災害に備え、緊急時における情報伝達の手段および方法を確立し、伝達事項を確認するとともに、あらかじめ緊急時連絡先一覧表（別紙様式1）を作成するものとする。

第3 保護者への引き渡し

校長は、緊急時における児童の保護者等への引き渡し方法を別図1のとおりあらかじめ定めるとともに、緊急時引き渡しカード（別紙様式2）を作成するものとする。

第4 避難場所、避難経路および避難方法

校長は、県およびおおい町が定める避難場所、避難経路および避難方法をあらかじめ把握し、原子力災害時において、児童および教職員を集団的に避難させる場合に備えるものとする。

第5 避難訓練の計画的実施

- 1 校長は、学校において避難訓練を計画的に実施し、教職員の役割に応じた行動を確認させるとともに、児童が災害時に安全に屋内退避や避難行動を行える能力を身につけさせるものとする。なお、県やおおい町等が実施する原子力防災訓練に積極的に参加し、原子力災害発生時の対応が円滑に実施できるように努めるものとする。
- 2 校長は、訓練実施後、その実施効果等の検証を行うものとする。

第6 災害用物品の整備および点検

校長は、避難誘導等に必要な物品について整備するとともに、定期的に点検を行うものとする。

(災害用物品の例)

- ・避難誘導に必要な物品

ホイッスル、ハンドマイク、マスク、懐中電灯、携帯ラジオ、児童名簿、緊急時引き渡しカード等

- ・救護に必要な物品

救急箱、健康観察カード、毛布等

第3章 緊急事態応急対策

第1 学校災害対策本部の設置

- 1 校長は、おおい町等から、原子力事業所で重大なトラブルが発生したという情報を入手した場合、学校内に校長を本部長とする学校災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。
- 2 対策本部は、校長をはじめ全教職員で構成し、校長の指名する者を責任者とする総括班、情報連絡班、避難誘導班、救護・衛生班を設置するものとする。各班の役割は別表1のとおりとする。

第2 情報の収集および応援要請

校長は、おおい町災害対策本部等と連絡を取り、正確な情報の収集を行うとともに、必要と判断する場合は、おおい町災害対策本部に対し、避難誘導員の派遣等の応援要請を行うものとする。

第3 屋内退避

校長は、おおい町災害対策本部から屋内退避指示があった場合、その指示に基づき、別表2のとおり適切な屋内退避措置を講じるものとする。

第4 避難

- 1 校長は、おおい町災害対策本部から避難準備指示があった場合、その指示に基づき、児童の避難準備を行うものとする。
- 2 校長は、おおい町災害対策本部に対し、児童および教職員の人数、避難に必要な車両数、必要とする資機材、避難誘導員の派遣の必要性など、避難に関する情報を提供するものとする。
- 3 児童の保護者等への引き渡しを行う場合は、第2章第3に基づき、あらかじめ定める方法により行うものとする。
- 4 校長は、おおい町災害対策本部から避難指示があった場合、その指示に基づき、別表3のとおり児童および教職員の避難を行うものとする。

第5 児童の健康状態の把握・健康管理

校長は、避難場所に避難した時点および随時、児童の健康状態を把握し、異常があった場合には、おおい町災害対策本部等と連絡を取り、適切に対処するものとする。

第6 児童の保護者等への連絡

- 1 校長は、避難が完了した場合、児童の保護者および関係機関等へ連絡するものとする。また、児童の健康状態に変化があった場合も同様とする。
- 2 避難完了後、児童の保護者等への引き渡しを行う場合は、第2章第3に基づき、あらかじめ定める方法により行うものとする。

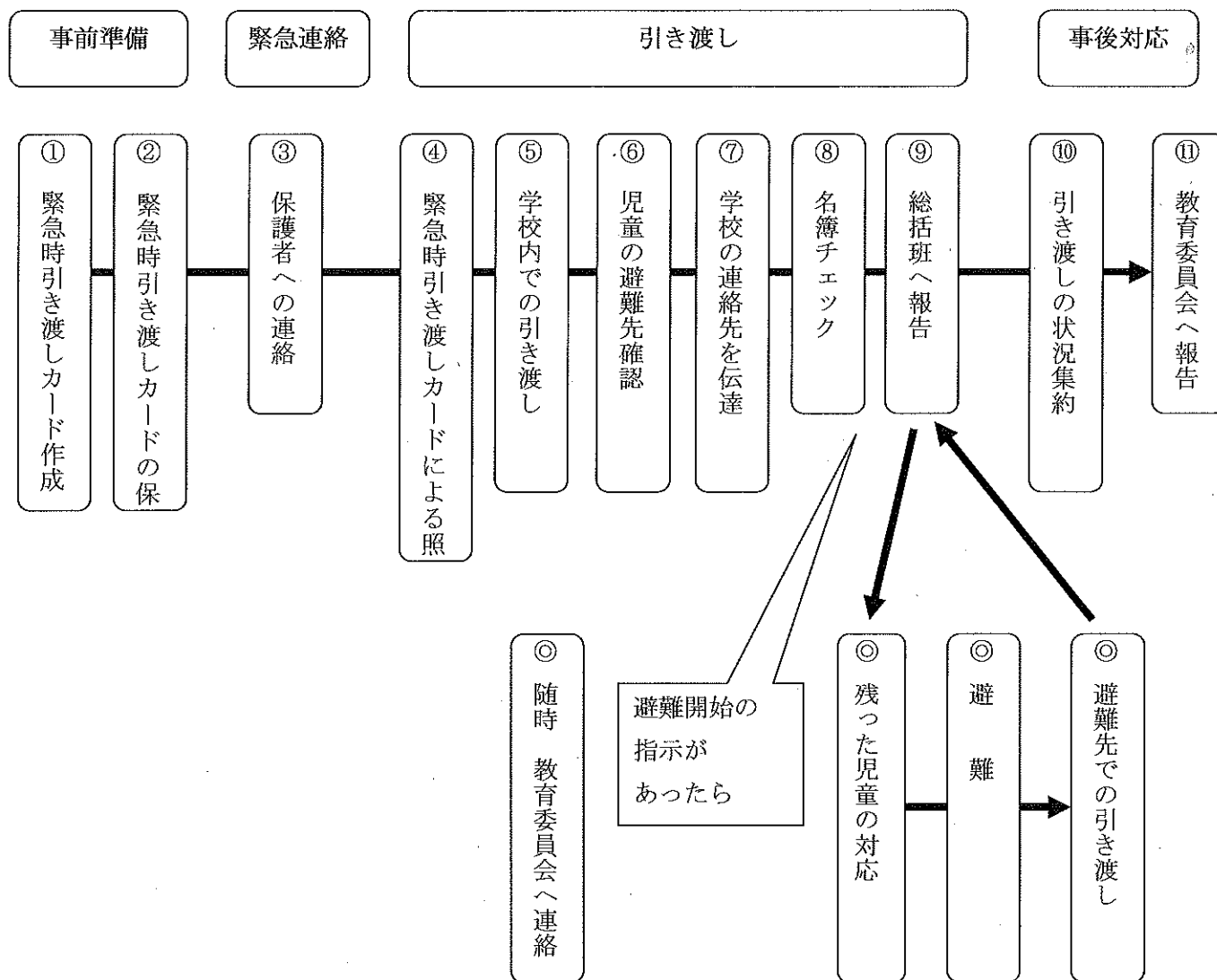
平成26年 7月18日 策定

おおい町立佐分利小学校 緊急時連絡先一覧表

機 関 名	電話番号 FAX 番号	所 在 地
おおい町災害対策本部	77-1111 77-1289	おおい町本郷 136-1-1
福井県教育委員会	0776-20-0598 0776-20-0672	福井県福井市大手 3 丁目 17 番 1 号 11 階
おおい町教育委員会	77-1150 77-1177	おおい町本郷 136-1-1
若狭消防署	53-0119 52-4141	小浜市大手町 7-8
若狭消防署大飯分署	77-0119 77-1376	おおい町本郷 137-2-1
小浜警察署	52-0110 52-6856	小浜市南川町 16-27
小浜警察署佐分利駐在所	78-1823 (FAX 兼)	おおい町石山 22-22-3
なごみ診療所	77-2753 77-2276	おおい町本郷 92-51-1
ふるさと交流センター	78-1211 78-1711	おおい町鹿野 42-27
若狭健康福祉センター	52-1300 52-1058	小浜市四谷町 3-10

別図 1 (第 2 章第 3 関係)

保護者への引き渡し方法



緊急時引き渡しカード

おおい町立佐分利小学校

年	ふりがな 氏名		性別	男	女
			血液型		
現住所	〒		自宅電話番号	()	
			自宅以外連絡先① 名称		
			電話番号	— —	
			自宅以外連絡先② 名称		
			電話番号	— —	
保護者氏名	氏名	氏名			
本校在学生の兄弟姉妹等	年	氏名			
	年	氏名			
	年	氏名			
児童の引受人 (児童を迎えに来る人、保護者以外の人も含む)					
	引受人氏名	本人との関係	電話番号	徒歩で学校に来るまでの 所要時間	引渡確認
1					
2					
3					
4					
5					
引き渡し時の記載 (引き渡し時に関係者が記入します)					
引渡日時	月 日 時	引渡場所	教室・校庭・体育館・避難所・その他()		
引渡者の氏名(職員氏名)					
引渡後の 連絡先	引受人氏名	自宅 電話番号	()		
		携帯 電話番号	— —		

※緊急引き渡しカードは非常持ち出し袋等に常時保管する

別表 1 (第 3 章第 1 関係)

学校災害対策本部の各班とその役割

班編成	担当職	災害に備えての準備事項	災害時における各班の役割
本部長	校長 (川上)	・全職員に対して、災害時の対応についての個々の役割分担を明確化する。 ・保護者に対し、原子力防災時における学校の対応策や避難場所について周知徹底を図る。	・学校災害対策本部を設置し、町からの指示に従い全教職員にあらかじめ定められた災害活動に直ちに従事することを指示する。 ・町教育委員会へ、随時状況の報告をする。
総括班	事務職員 (日下) 教頭 (大野)	・緊急時連絡先一覧表を作成する。 ・全教職員に対して、災害に備えての原子力防災体制について共通理解を図るとともに、周知徹底を図る。	・各班との連携のもと、災害対策担当部局や教育委員会等との連絡に当たる。
情報連絡班	教務 (細川)	・保護者との連絡体制を確認しておく。 ・緊急時引き渡しカードの作成状況を確認し、保管する。	・児童等の避難状況等について、保護者からの問い合わせに対応する。 ・児童の引き渡しについて保護者等へ連絡する。
避難誘導班	担任 (岸崎・森長・緩詰・森本・田中・後)	【①屋内退避の場合】 ・学校における屋内退避は、担任の指揮の下、教室で退避させるため、教室に安全かつ迅速に集合できるための経路について、児童に周知徹底を図る。 【②避難の場合】 ・町が手配する車両に児童が安全に乗車できるための場所の設定と乗車場所までの経路について、児童に周知徹底を図る。	【①屋内退避の場合】 ・教室内へ安全かつ速やかに退避させ、全ての窓やカーテンを閉め、換気扇を止め、児童等に状況の説明をし、次の指示が出るまで教室内で待機させる。 ・屋内退避が完了したときは、速やかに総括班に報告する。 【②避難の場合】 ・児童を速やかに屋内に退避させ、状況を説明する。その後、指定された避難所に向かうため、手配された車両に順序良く乗車させる。 ・避難時には、マスク、帽子、上着を着用させる。 ・原則として教職員が児童と行動をともにし、児童がパニックを起こさないよう適切な指示をする。 ・避難が完了したときは、速やかに総括班に報告する。
救護・衛生班	保健主事・養護教諭 (木村)	・救急用品の確保および救護体制を整備する。 ・避難時や屋内退避時の放射線防護対策を確認しておく。	【①屋内退避の場合】 ・緊急的な医療行為の必要が生じた場合は、直ちに町災害対策本部に連絡し、その指示を受ける。 【②避難の場合】 ・避難所に設置される救護所との連携・協力を図り、児童等および教職員に対する的確な救護と応急的な措置および健康観察を行う。

別表 2 (第 3 章第 3 関係)

状況に応じた原子力災害への対応 (屋内退避の場合)

	児童の動き	教職員の動き
(1) 登校時に災害が発生したら	○ 防災無線や広報車などの放送をしっかりと聞き、その指示に従う。 ○ 学校に登校し、先生の指示で速やかに屋内に退避する。	○ 登校してきた児童を、速やかに教室に退避させる。 ○ 児童の出欠を確認し、総括班へ報告する。 ○ 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 ○ 低学年の児童等に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 ○ 児童の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）
(2) 授業中等に災害が発生したら	《授業中・休み時間・放課後》 ○ 屋外にいた時は、先生の指示で速やかに屋内に退避する。	《授業中や休み時間・放課後》 ○ 校内放送により、自分の教室以外にいる児童を、速やかに教室に退避させる。 ○ 児童の把握に努め、総括班へ報告する。 ○ 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 ○ 低学年の児童等に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 ○ 児童の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）
(3) 下校時に災害が発生したら	○ 防災無線や広報車などの放送をしっかりと聞き、その指示に従う。 ○ そのまま家へ帰り、その後、町からの指示に従う。	○ 学校に残っていたり、もし戻ってきたりした児童がいた場合は速やかに屋内に退避させ、状況を確認し、総括班へ報告する。 ○ 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 ○ 低学年の児童等に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 ○ 児童の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）

(4) 校 外 活 動 中 に 災 害 が 発 生 し た ら	《屋内避難対象地域内で活動している場合》 ○ 屋外活動中に災害情報等を聞いたら、先生の指示で近くの建物に速やかに退避する。	《屋内退避対象地域内で活動している場合》 ○ 防災無線や広報車などの放送による市町災害対策本部からの指示に従う。 ○ 屋外活動中の児童を近くの建物に速やか退避させる。 なお、学校と随時連絡を取り合う。 ○ 大会等では、施設の管理責任者や大会本部の指示に従う。 ○ 野外活動中で屋内退避する建物がない場合、その地域の市町災害対策本部と連絡を取り、指示に従って行動する。 ○ 低学年の児童等に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 ○ 児童の健康観察を行い、その結果を学校へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告する。（保護者からの電話は控えてもらう）
	《屋内退避または避難対象地域外で活動している場合》 ○ 公共施設やバスの中で待機する。	《屋内退避または避難対象地域外で活動している場合》 ○ 学校は、早急に引率者に連絡をし、災害の発生を知らせる。 ○ 学校と連絡を取り合って、安全な地域の公共施設等で待機し、指示を待つ。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう）
(5) 休 業 日 に 災 害 が 発 生 し た ら	《自校における課外活動等》 ○ 屋外にいたときは、先生の指示で速やかに屋内に退避をし、先生の指示に従った行動をとる。	《自校における課外活動等》 ○ 防災無線や広報車などの放送による町災害対策本部からの指示に従う。 ○ 屋外にいる児童を、速やかに屋内に退避させ、総括班へ報告する。 ○ その場にいる教職員で、町と協力し、児童の安全に努める。 ○ 低学年の児童等に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 ○ 屋内退避をしたら、児童の健康観察を行い、定期的に総括班へ連絡し、指示を仰ぐ。 保護者（家庭）へは、本人の所在等を知らせる。

別表 3 (第 3 章第 4 関係)

状況に応じた原子力災害への対応 (避難の場合)

	児童の動き	教職員の動き
(1) 登校時に災害が発生したら	○ 防災無線や広報車などの放送をしっかりと聞き、その指示に従う。 ○ 学校に登校し、先生の指示で、速やかに屋内に退避し、避難の準備をする。 ○ 避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。 ○ 避難所に着いたら、先生や町の人からの指示に従った行動をとる。	○ 登校してきた児童を、速やかに屋内に退避させ、避難の準備をさせる。 ○ 児童の出欠を確認し、総括班へ報告する。 ○ 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 ○ 町が手配する車両で指定された避難所へ移動させる。 ○ 避難所に着いたら、児童の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）
(2) 授業中等に災害が発生したら	《授業中・休み時間・放課後》 ○ 屋外にいたら、先生の指示で速やかに屋内に退避し、避難の準備をする。 ○ 避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。 ○ 避難所に着いたら、先生や町の人からの指示に従った行動をとる。	《授業中・休み時間・放課後》 ○ 屋外にいる児童を、速やかに屋内に退避させ、避難の準備をさせる。 ○ 児童の把握に努め、総括班へ報告する。 ○ 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 ○ 町が手配する車両で、指定された避難所へ移動させる。 ○ 避難所に着いたら、児童の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、町災害対策本部から、児童生徒の避難場所を防災無線等により広報する。
(3) 下校時に災害が発生したら	○ 防災無線や広報車などの放送をしっかりと聞き、その指示に従う。 ○ 家へ帰り、その後、町からの指示に従う。 ○ 避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。 ○ 避難所に着いたら、先生や町の人からの指示に従った行動をとる。	○ 学校に残っていたり、もし戻ってきたりした児童がいた場合は速やかに屋内に退避させ、状況を確認し、総括班へ報告するとともに、避難の準備をさせる。 ○ 町が手配する車両で指定された避難所へ移動させる。 ○ 避難所に着いたら、児童の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）

(4) 校外活動中に災害が発生したら	《避難対象地域内で活動している場合》 ○ 屋外活動中に災害情報等を聞いたら、先生の指示で近くの建物に退避し、避難の準備をする。 ○ 避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。 ○ 避難所に着いたら、先生や市町の人の指示に従った行動をとる。	《避難対象地域内で活動している場合》 ○ 防災無線や広報車などの放送による市町災害対策本部からの指示に従う。 ○ 屋外活動中の児童を近くの建物に退避させ、避難の準備をさせる。 なお、学校と随時連絡を取り合う。 ○ 大会等では、施設の管理責任者や大会本部の指示に従う。 ○ 当該市町災害対策本部からの指示で避難誘導し、市町が手配する車両で指定された避難所へ移動させる。 ○ 避難所に着いたら、児童の健康観察を行い、その結果を学校へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）
	《屋内退避または避難対象地域外で活動している場合》 ○ 公共施設やバスの中で待機する。	《屋内退避または避難対象地域外で活動している場合》 ○ 学校は、早急に引率者に連絡をし、災害の発生を知らせる。 ○ 学校と連絡を取り合って、安全な地域の公共施設等で待機し、指示を待つ。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）
(5) 休日・夜間に災害が発生したら	《自校における課外活動等》 ○ 先生の指示で速やかに屋内に退避し、避難の準備をする。 ○ 避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。 ○ 避難所に着いたら、先生や町の人の指示に従った行動をとる。	《自校における課外活動等》 ○ 防災無線や広報車などの放送による町災害対策本部からの指示に従う。 ○ 屋外にいる児童を、速やかに屋内に退避させ、避難の準備をするとともに総括班へ報告する。 ○ 町が手配する車両で指定された避難所へ移動させる。 ○ 避難所に着いたら、児童の健康観察を行い、定期時に総括班へ連絡し、指示を仰ぐ。 ○ 保護者（家庭）へ、本人の所在等を知らせる。 《自宅にいた時に災害が発生した場合》 ○ 職員は自宅が屋内退避対象地域でない場合に、可能な限り勤務校が指定されている避難所へ向かい、避難所で児童の所在を確認し総括班へ報告する。 また、避難所運営への支援協力をする。

(別表4)

行動チェックリスト（災害発生時）

【学校名：おおい町立佐分利小学校】

① 避難準備

区分	チェック項目	結果
活動内容	学校災害対策本部を設置する。	
	全教職員は定められた災害活動に従事する。	
	児童に状況を説明し、落ち着かせ、不安を和らげる。	
	緊急時引き渡しカードを準備、確認する。	
情報収集	町の災害対策本部からの連絡時に、学校の状況報告や今後の情報伝達方法等について確認する。	
	テレビ・ラジオ等による原子力事故に関する情報に留意し、継続的な情報収集を行う。	
	県・町ホームページ、防災行政無線、広報車、各区、自主防災組織等からの広報により、国・県・町の対応状況、学校がとるべき対応を収集する。	
	収集した情報を学校災害対策本部長に伝達するとともに、教職員全員で共有する。	
避難準備	屋内退避または避難指示が出された場合の活動内容を確認し、避難準備を開始する。	

② 屋内退避

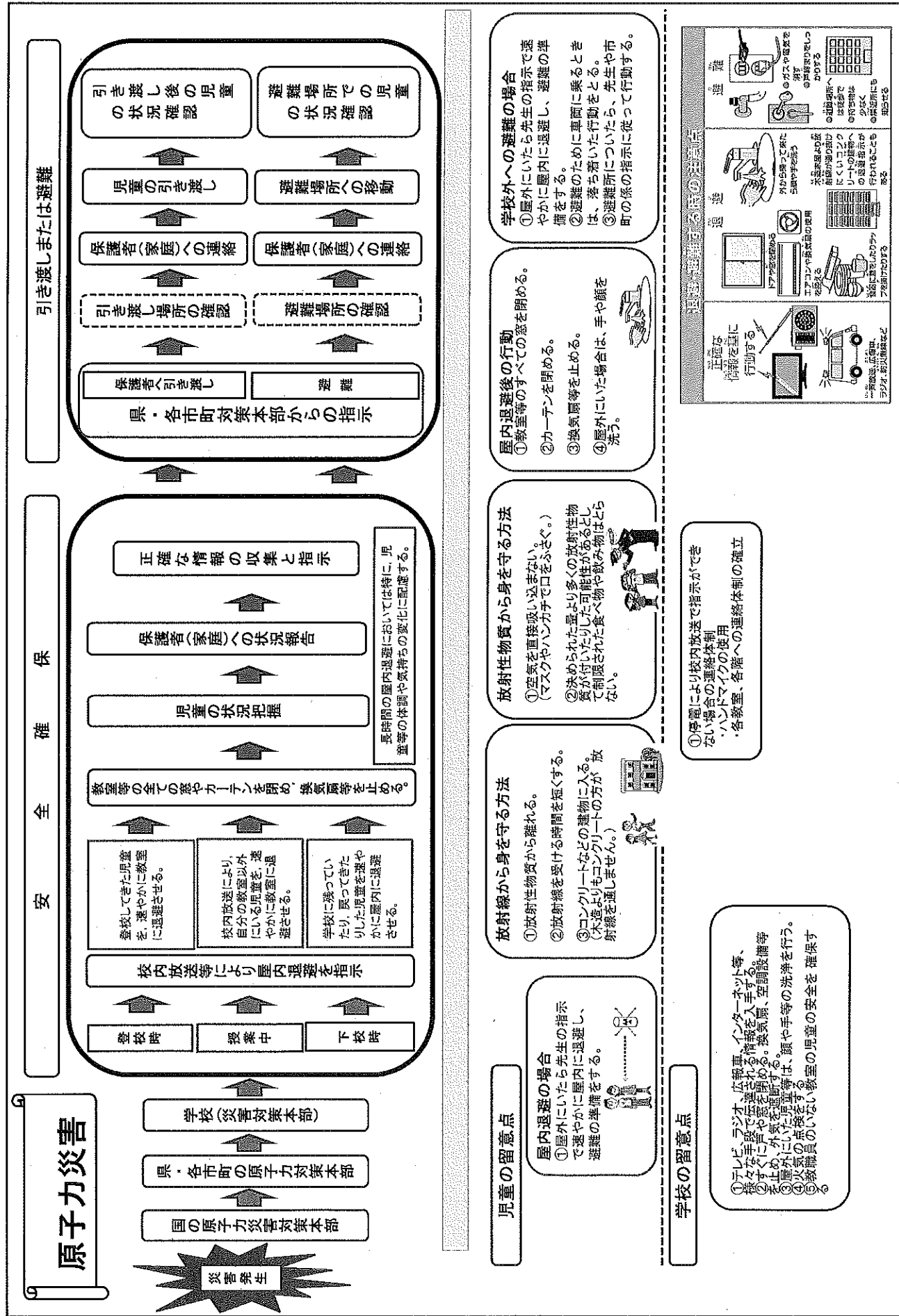
区分	チェック項目	結果
避難行動	教職員は、児童を安全かつ速やかに教室に退避させる。	
活動内容	屋外にいる児童を速やかに屋内に退避させ、顔や手を洗い、避難準備させる。	
	児童の人数を確認し、総括班へ報告する。	
	屋内へ外気が入ってくるのを防ぐため、全てのドア・窓・カーテンを閉め、換気扇等を止める。	
	児童に状況を説明し、落ち着かせ、不安を和らげる。	
	低学年の児童等に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。	
	児童の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。	
情報収集	テレビ・ラジオ等による原子力事故に関する情報に留意し、継続的な情報収集を行う。	
	県・町ホームページ、防災行政無線、広報車、各区、自主防災組織等からの広報により、国・県・町の対応状況、学校がとるべき対応を収集する。	
	収集した情報を学校災害対策本部長に伝達するとともに、教職員全員で共有する。	
家族等への連絡	事前に確認している連絡方法により、児童の状況および引き渡しについて連絡する。	
引き渡し	町災害対策本部の指示を確認し、児童を保護者に引き渡す。	
避難準備	町災害対策本部に学校の対応状況を連絡し、今後の避難場所、避難経路、避難手段を確認する。	

③ 避難指示

区分	チェック項目	結果
避難行動	町災害対策本部から指示があった避難場所に速やかに落ち着いて避難する。	
活動内容	町災害対策本部から指示があった避難場所、避難経路および避難手段の状況を確認する。	
	児童の人数を確認し、総括班へ報告する。	
	火気等の消化、電灯の消灯を確認し、窓等を閉めて施錠する。	
	児童に状況を説明し、落ち着かせてから、町災害対策本部が手配する車両で、指定された避難場所へ移動する。	
	児童および教職員は、避難場所への移動中はマスク、帽子、上着を着用する。	
情報収集	避難所に着いたら、児童の健康観察を行い、その結果を総括班に報告する。	
	テレビ・ラジオ等による原子力事故に関する情報に留意し、継続的な情報収集を行う。	
	県・町ホームページ、防災行政無線、広報車、各区、自主防災組織等からの広報により、国・県・町の対応状況、学校がとるべき対応を収集する。	
家族等への連絡	収集した情報を学校災害対策本部長に伝達するとともに、教職員全員で共有する。	
	避難完了後、事前に確認している連絡方法により、児童の状況および引き渡しについて連絡する。	
引き渡し	町災害対策本部の指示を確認し、児童を保護者に引き渡す。	

原子力災害発生時の対応(フローチャート)

・原子力災害が発生してから避難または保護者へ引き渡すまでを表しています。

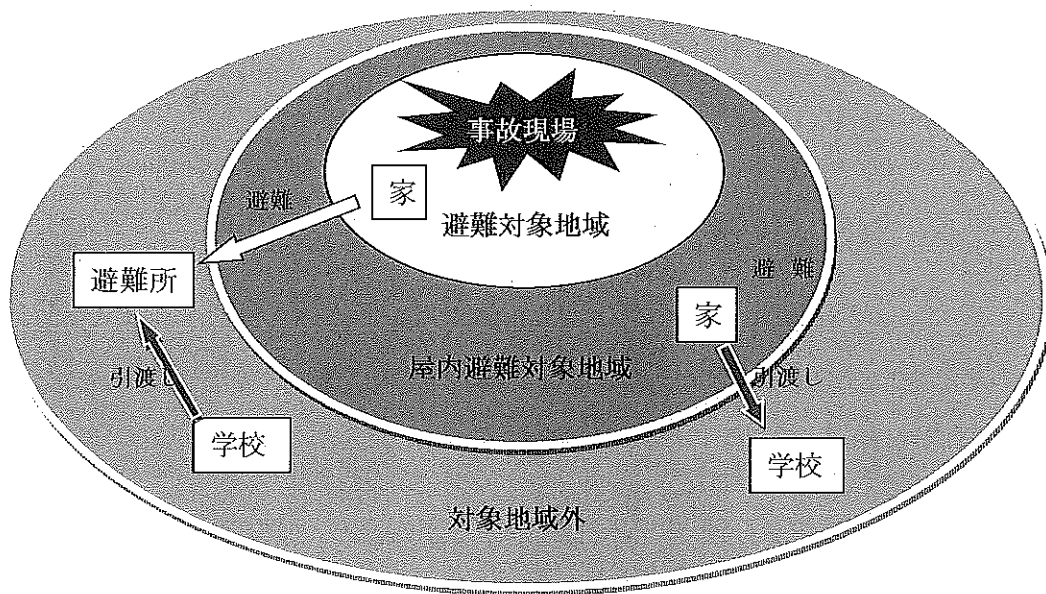


(参考資料2)

通学状況に応じた対応

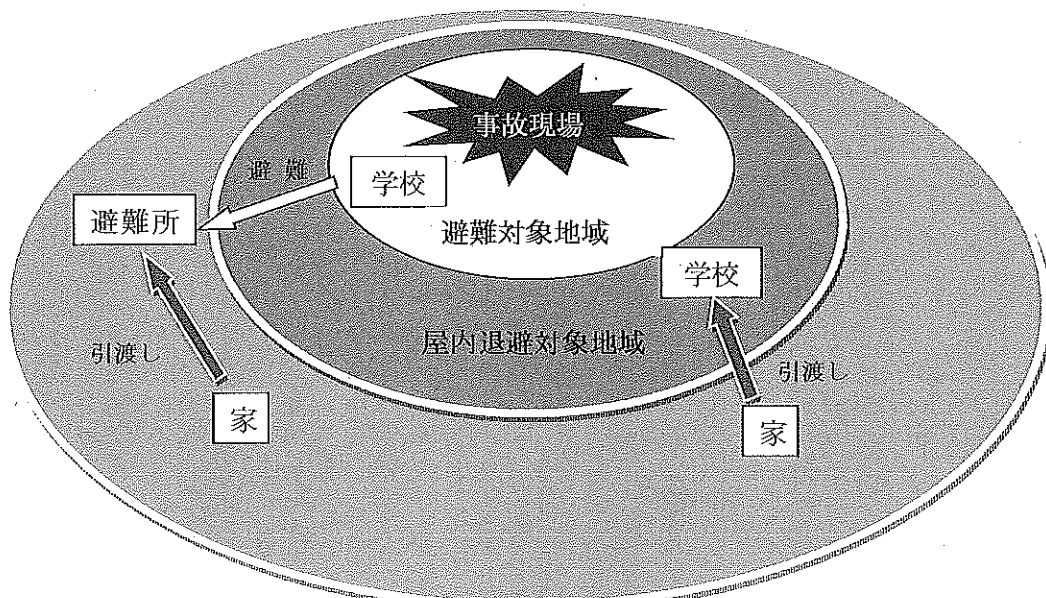
(1) 児童が30km圏内から、圏外の学校へ通学している場合

※自宅が避難区域・屋内退避区域に指定される可能性もあるため、
学校は必要な情報（名簿を作成し、指定される避難所や保護者の連絡先等を把握）
を保護者・児童に伝達する。



(2) 児童が30km圏外から、圏内の学校へ通学している場合

※学校が避難区域・屋内退避区域に指定されている場合、学校は必要な情報
（名簿を作成し、指定される避難所や保護者の連絡先等を把握）を保護者・児童に伝達する。



おおい町立大島小学校 原子力災害時避難計画

第1章 総 則

第1 目 的

この計画は、福井県地域防災計画（原子力災害対策編）第2章第1節第7に基づき、おおい町立大島小学校（以下「学校」という。）における原子力災害対策について必要な事項を定め、原子力事業所の原子力事故による災害から、児童および教職員を安全かつ迅速に避難させることを目的とする。

第2 適用範囲

この計画は、児童および教職員に適用する。

第3 校長の役割

校長は、本計画に基づき、教職員を指揮し、原子力災害対策を総合的に推進するために必要な措置を講ずるものとする。

第4 教職員の役割

教職員は、校長の指揮の下、児童の身体および生命の安全を確保するため、本計画に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

第5 地域等との連携協力

学校は、原子力災害対策の実施に当たり、行政機関、近隣施設、地域住民および保護者等と十分連携、協力を図るものとする。

第2章 原子力災害事前対策

第1 原子力災害対策に関する事項

学校における原子力災害対策の総合的な推進を図るため、校内防災委員会において原子力災害対策に関する以下の事項を審議するものとする。

- (1) 原子力災害時避難計画の作成、検証および改定に関すること。
- (2) 原子力災害時の緊急連絡・通信手段に関すること。
- (3) 避難場所、避難経路および避難方法に関すること。
- (4) 防災教育および避難訓練に関すること。
- (5) 児童の保護者への引き渡し方法に関すること。
- (6) 災害用物品の整備に関すること。
- (7) その他原子力災害対策について必要な事項に関すること。

第2 緊急連絡体制の整備

校長は、おおい町の協力を得て、原子力災害に備え、緊急時における情報伝達の手段および方法を確立し、伝達事項を確認するとともに、あらかじめ緊急時連絡先一覧表（別紙様式1）を作成するものとする。

第3 保護者への引き渡し

校長は、緊急時における児童の保護者等への引き渡し方法を別図1のとおりあらかじめ定めるとともに、緊急時引き渡しカード（別紙様式2）を作成するものとする。

第4 避難場所、避難経路および避難方法

校長は、県およびおおい町が定める避難場所、避難経路および避難方法をあらかじめ把握し、原子力災害時において、児童および教職員を集団的に避難させる場合に備えるものとする。

第5 避難訓練の計画的実施

- 1 校長は、学校において避難訓練を計画的に実施し、教職員の役割に応じた行動を確認させるとともに、児童が災害時に安全に屋内退避や避難行動を行える能力を身につけさせるものとする。なお、県やおおい町等が実施する原子力防災訓練に積極的に参加し、原子力災害発生時の対応が円滑に実施できるように努めるものとする。
- 2 校長は、訓練実施後、その実施効果等の検証を行うものとする。

第6 災害用物品の整備および点検

校長は、避難誘導等に必要な物品について整備するとともに、定期的に点検を行うものとする。

(災害用物品の例)

- ・避難誘導に必要な物品

ホイッスル、ハンドマイク、マスク、懐中電灯、携帯ラジオ、児童名簿、緊急時引き渡しカード等

- ・救護に必要な物品

救急箱、健康観察カード、毛布等

第3章 緊急事態応急対策

第1 学校災害対策本部の設置

- 1 校長は、おおい町等から、原子力事業所で重大なトラブルが発生したという情報を入手した場合、学校内に校長を本部長とする学校災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。
- 2 対策本部は、校長をはじめ全教職員で構成し、校長の指名する者を責任者とする総括班、情報連絡班、避難誘導班、救護・衛生班を設置するものとする。各班の役割は別表1のとおりとする。

第2 情報の収集および応援要請

校長は、おおい町災害対策本部等と連絡を取り、正確な情報の収集を行うとともに、必要と判断する場合は、おおい町災害対策本部に対し、避難誘導員の派遣等の応援要請を行うものとする。

第3 屋内退避

校長は、おおい町災害対策本部から屋内退避指示があった場合、その指示に基づき、別表2のとおり適切な屋内退避措置を講じるものとする。

第4 避難

- 1 校長は、おおい町災害対策本部から避難準備指示があった場合、その指示に基づき、児童の避難準備を行うものとする。
- 2 校長は、おおい町災害対策本部に対し、児童および教職員の人数、避難に必要な車両数、必要とする資機材、避難誘導員の派遣の必要性など、避難に関する情報を提供するものとする。
- 3 児童の保護者等への引き渡しを行う場合は、第2章第3に基づき、あらかじめ定める方法により行うものとする。
- 4 校長は、おおい町災害対策本部から避難指示があった場合、その指示に基づき、別表3のとおり児童および教職員の避難を行うものとする。

第5 児童の健康状態の把握・健康管理

校長は、避難場所に避難した時点および随時、児童の健康状態を把握し、異常があった場合には、おおい町災害対策本部等と連絡を取り、適切に対処するものとする。

第6 児童の保護者等への連絡

- 1 校長は、避難が完了した場合、児童の保護者および関係機関等へ連絡するものとする。また、児童の健康状態に変化があった場合も同様とする。
- 2 避難完了後、児童の保護者等への引き渡しを行う場合は、第2章第3に基づき、あらかじめ定める方法により行うものとする。

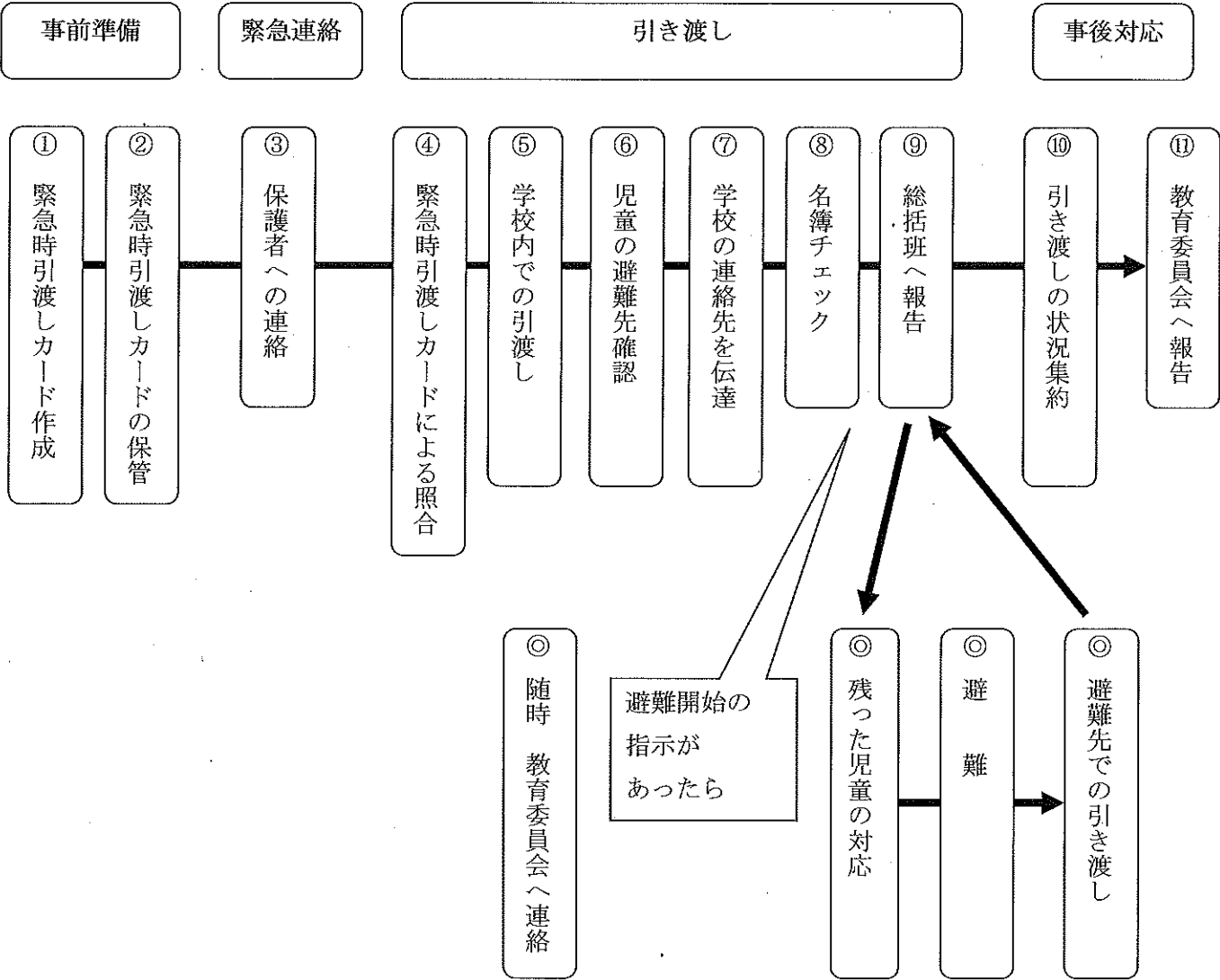
平成26年 7月18日 策定

おおい町立大島小学校 緊急時連絡先一覧表

機 関 名	電話番号 FAX 番号	所 在 地
おおい町災害対策本部	77-1111 77-1289	おおい町本郷 136-1-1
福井県教育委員会	0776-20-0598 0776-20-0672	福井県福井市大手 3 丁目 17 番 1 号 11 階
おおい町教育委員会	77-1150 77-1177	おおい町本郷 136-1-1
若狭消防署	53-0119 52-4141	小浜市大手町 7-8
若狭消防署大飯分署	77-0119 77-1376	おおい町本郷 137-2-1
小浜警察署	52-0110 52-6856	小浜市南川町 16-27
小浜警察署大島駐在所	77-2010 (FAX 兼)	おおい町大島 90-27
なごみ診療所	77-2753 77-2276	おおい町本郷 92-51-1
はまかぜ交流センター	77-3011 77-3012	おおい町本郷 90-27
若狭健康福祉センター	52-1300 52-1058	小浜市四谷町 3-10

別図 1（第 2 章第 3 関係）

保護者への引き渡し方法



緊急時引き渡しカード

おおい町立大島小学校

年 組		ふりがな 氏名			性別	男 女
					血液型	
現住所	〒		自宅電話番号		()	
			自宅以外連絡先① 名称			
			電話番号		— —	
			自宅以外連絡先② 名称			
		電話番号		— —		
保護者氏名		氏名		氏名		
本校在学生の兄弟等		年 氏名				
		年 氏名				
		年 氏名				
児童の引受人 (児童を迎えに来る人、保護者以外の人も含む)						
	引受人氏名	本人との関係	電話番号	徒歩で学校に来るまでの 所要時間	引渡確認	
1						
2						
3						
4						
5						
引き渡し時の記載 (引き渡し時に関係者が記入します)						
引渡日時	月 日 時	引渡場所	教室・校庭・体育館・避難所・その他()			
引渡者の氏名(職員氏名)						
引渡後の 連絡先	引受人氏名		自宅 電話番号	()		
			携帯 電話番号	— —		

※緊急引き渡しカードは非常持ち出し袋等に常時保管する

別表 1 (第 3 章第 1 関係)

学校災害対策本部の各班とその役割

班編成	担当職	災害に備えての準備事項	災害時における各班の役割
本部長	細川校長	・全職員に対して、災害時の対応についての個々の役割分担を明確化する。 ・保護者に対し、原子力防災時における学校の対応策や避難場所について周知徹底を図る。	・学校災害対策本部を設置し、町からの指示に従い全教職員にあらかじめ定められた災害活動に直ちに従事することを指示する。 ・町教育委員会へ、随時状況の報告をする。
総括班	松井教頭・仲瀬事務職	・緊急時連絡先一覧表を作成する。 ・全教職員に対して、災害に備えての原子力防災体制について共通理解を図るとともに、周知徹底を図る。	・各班との連携のもと、災害対策担当部局や教育委員会等との連絡に当たる。
情報連絡班	松井教頭	・保護者との連絡体制を確認しておく。 ・緊急時引き渡しカードの作成状況を確認し、保管する。	・児童等の避難状況等について、保護者からの問い合わせに対応する。 ・児童の引き渡しについて保護者等へ連絡する。
避難誘導班	担任・副担任	【①屋内退避の場合】 ・学校における屋内退避は、担任の指揮の下、食堂で退避させるため、食堂に安全かつ迅速に集合できるための経路について、児童に周知徹底を図る。 【②避難の場合】 ・町が手配する車両に児童が安全に乗車できるための場所の設定と乗車場所までの経路について、児童に周知徹底を図る。	【①屋内退避の場合】 ・食堂内へ安全かつ速やかに退避させ、全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止め、児童等に状況の説明をし、次の指示が出るまで食堂内で待機させる。 ・屋内退避が完了したときは、速やかに総括班に報告する。 【②避難の場合】 ・児童を速やかに食堂に退避させ、状況を説明する。その後、指定された避難所に向かうため、手配された車両に順序良く乗車させる。 ・避難時には、マスク、帽子、上着を着用させる。 ・原則として教職員が児童と行動をともにし、児童がパニックを起こさないよう適切な指示をする。 ・避難が完了したときは、速やかに総括班に報告する。
救護・衛生班	早保健主事・養護教諭	・救急用品の確保および救護体制を整備する。 ・避難時や屋内退避時の放射線防護対策を確認しておく。	【①屋内退避の場合】 ・緊急的な医療行為の必要が生じた場合は、直ちに町災害対策本部に連絡し、その指示を受ける。 【②避難の場合】 ・避難所に設置される救護所との連携・協力を図り、児童等および教職員に対する的確な救護と応急的な措置および健康観察を行う。

別表 2 (第 3 章第 3 関係)

状況に応じた原子力災害への対応 (屋内退避の場合)

	児童の動き	教職員の動き
(1) 登校時に災害が発生したら	○ 防災無線や広報車などの放送をしっかりと聞き、その指示に従う。 ○ 学校に登校し、先生の指示で速やかに食堂に退避する。	○ 登校してきた児童を、速やかに食堂に退避させる。 ○ 児童の出欠を確認し、総括班へ報告する。 ○ 食堂の全ての窓やカーテンを閉める。換気扇等を止める。 ○ 低学年の児童等に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 ○ 児童の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）
(2) 授業中等に災害が発生したら	《授業中・休み時間・放課後・部活動中》 ○ 屋外にいた時は、先生の指示で速やかに食堂に退避する。	《授業中や休み時間・放課後や部活動中》 ○ 校内放送により、児童を、速やかに食堂に退避させる。 ○ 児童の把握に努め、総括班へ報告する。 ○ 食堂の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 ○ 低学年の児童等に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 ○ 児童の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）
(3) 下校時に災害が発生したら	○ 防災無線や広報車などの放送をしっかりと聞き、その指示に従う。 ○ 家へ帰り、その後、町からの指示に従う。	○ 学校に残っていた児童を速やかに食堂に退避させ、状況を確認し、総括班へ報告する。 ○ 食堂の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 ○ 低学年の児童等に対し、長時間の食堂退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 ○ 児童の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）

(4) 学校外活動中に災害が発生したら	《屋内避難対象地域内で活動している場合》 ○ 屋外活動中に災害情報等を聞いたら、先生の指示で近くの建物に速やかに退避する。	《屋内退避対象地域内で活動している場合》 ○ 防災無線や広報車などの放送による町災害対策本部からの指示に従う。 ○ 屋外活動中の児童を近くの建物に速やか退避させる。 なお、学校と随時連絡を取り合う。 ○ 大会等では、施設の管理責任者や大会本部の指示に従う。 ○ 野外活動中で屋内退避する建物がない場合、町災害対策本部と連絡を取り、指示に従って行動する。 ○ 低学年の児童等に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 ○ 児童の健康観察を行い、その結果を学校へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告する。（保護者からの電話は控えてもらう）
	《屋内退避または避難対象地域外で活動している場合》 ○ 公共施設やバスの中で待機する。	《屋内退避または避難対象地域外で活動している場合》 ○ 学校は、早急に引率者に連絡をし、災害の発生を知らせる。 ○ 学校と連絡を取り合って、安全な地域の公共施設等で待機し、指示を待つ。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう）
(5) 休業日に災害が発生したら	《自校における課外活動等》 ○ 屋外にいたときは、先生の指示で速やかに食堂に退避を、先生の指示に従った行動をとる。	《自校における課外活動等》 ○ 防災無線や広報車などの放送による町災害対策本部からの指示に従う。 ○ 屋外にいる児童を、速やかに食堂に退避させ、総括班へ報告する。 ○ その場にいる教職員で、町と協力し、児童の安全に努める。 ○ 低学年の児童等に対し、長時間の食堂退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 ○ 食堂退避をしたら、児童の健康観察を行い、定期的に総括班へ連絡し、指示を仰ぐ。 保護者（家庭）へは、本人の所在等を知らせる。

別表3（第3章第4関係）

状況に応じた原子力災害への対応（避難の場合）

	児童の動き	教職員の動き
(1) 登校時に災害が発生したら	○ 防災無線や広報車などの放送をしっかりと聞き、その指示に従う。 ○ 学校に登校し、先生の指示で、速やかに食堂に退避し、避難の準備をする。 ○ 避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。 ○ 避難所に着いたら、先生や町の人の指示に従った行動をとる。	○ 登校してきた児童を、速やかに食堂に退避させ、避難の準備をさせる。 ○ 児童の出欠を確認し、総括班へ報告する。 ○ 食堂の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 ○ 町が手配する車両で指定された避難所へ移動させる。 ○ 避難所に着いたら、児童の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）
(2) 授業中等に災害が発生したら	《授業中・休み時間・放課後・部活動中》 ○ 屋外にいたら、先生の指示で速やかに食堂に退避し、避難の準備をする。 ○ 避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。 ○ 避難所に着いたら、先生や町の人の指示に従った行動をとる。	《授業中・休み時間・放課後・部活動中》 ○ 屋外にいる児童を、速やかに食堂に退避させ、避難の準備をさせる。 ○ 児童の把握に努め、総括班へ報告する。 ○ 食堂の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 ○ 町が手配する車両で、指定された避難所へ移動させる。 ○ 避難所に着いたら、児童の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、町災害対策本部から、児童の避難場所を防災無線等により広報する。
(3) 下校時に災害が発生したら	○ 防災無線や広報車などの放送をしっかりと聞き、その指示に従う。 ○ 家へ帰り、その後、町からの指示に従う。 ○ 避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。 ○ 避難所に着いたら、先生や町の人の指示に従った行動をとる。	○ 学校に残っていた児童を速やかに食堂に退避させ、状況を確認し、総括班へ報告するとともに、避難の準備をさせる。 ○ 町が手配する車両で指定された避難所へ移動させる。 ○ 避難所に着いたら、児童の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）

(4) 校外活動中に災害が発生したら	《避難対象地域内で活動している場合》 ○ 屋外活動中に災害情報等を聞いたら、先生の指示で近くの建物に退避し、避難の準備をする。 ○ 避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。 ○ 避難所に着いたら、先生や町の人の指示に従った行動をとる。	《避難対象地域内で活動している場合》 ○ 防災無線や広報車などの放送による町災害対策本部からの指示に従う。 ○ 屋外活動中の児童を近くの建物に退避させ、避難の準備をさせる。 なお、学校と随時連絡を取り合う。 ○ 大会等では、施設の管理責任者や大会本部の指示に従う。 ○ 町災害対策本部からの指示で避難誘導し、町が手配する車両で指定された避難所へ移動させる。 ○ 避難所に着いたら、児童の健康観察を行い、その結果を学校へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）
	《屋内退避または避難対象地域外で活動している場合》 ○ 公共施設やバスの中で待機する。	《屋内退避または避難対象地域外で活動している場合》 ○ 学校は、早急に引率者に連絡をし、災害の発生を知らせる。 ○ 学校と連絡を取り合って、安全な地域の公共施設等で待機し、指示を待つ。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）
(5) 休日・夜間に災害が発生したら	《自校における課外活動等》 ○ 先生の指示で速やかに食堂に退避し、避難の準備をする。 ○ 避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。 ○ 避難所に着いたら、先生や町の人の指示に従った行動をとる。	《自校における課外活動等》 ○ 防災無線や広報車などの放送による町災害対策本部からの指示に従う。 ○ 屋外にいる児童を、速やかに食堂に退避させ、避難の準備をするとともに総括班へ報告する。 ○ 町が手配する車両で指定された避難所へ移動させる。 ○ 避難所に着いたら、児童の健康観察を行い、定期時に総括班へ連絡し、指示を仰ぐ。 ○ 保護者（家庭）へ、本人の所在等を知らせる。 《自宅にいた時に災害が発生した場合》 ○ 職員は自宅が屋内退避対象地域でない場合に、可能な限り勤務校が指定されている避難所へ向かい、避難所で児童の所在を確認し総括班へ報告する。 また、避難所運営への支援協力をする。

(別表4)

行動チェックリスト（災害発生時）

【学校名：おおい町立大島小学校】

① 避難準備

区分	チェック項目	結果
活動内容	学校災害対策本部を設置する。	
	全教職員は定められた災害活動に従事する。	
	児童に状況を説明し、落ち着かせ、不安を和らげる。	
	緊急時引き渡しカードを準備、確認する。	
情報収集	町の災害対策本部からの連絡時に、学校の状況報告や今後の情報伝達方法等について確認する。	
	テレビ・ラジオ等による原子力事故に関する情報に留意し、継続的な情報収集を行う。	
	県・町ホームページ、防災行政無線、広報車、各区、自主防災組織等からの広報により、国・県・町の対応状況、学校がとるべき対応を収集する。	
	収集した情報を学校災害対策本部長に伝達するとともに、教職員全員で共有する。	
避難準備	屋内退避または避難指示が出された場合の活動内容を確認し、避難準備を開始する。	

② 屋内退避

区分	チェック項目	結果
避難行動	教職員は、児童を安全かつ速やかに食堂に退避させる。	
活動内容	屋外にいる児童を速やかに食堂に退避させ、顔や手を洗う。	
	児童の人数を確認し、総括班へ報告する。	
	屋内へ外気が入ってくるのを防ぐため、全てのドア・窓・カーテンを閉め、フィルトリングシステムを稼働させる。	
	児童に状況を説明し、落ち着かせ、不安を和らげる。	
	低学年の児童等に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。	
	児童の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。	
情報収集	テレビ・ラジオ等による原子力事故に関する情報に留意し、継続的な情報収集を行う。	
	県・町ホームページ、防災行政無線、広報車、各区、自主防災組織等からの広報により、国・県・町の対応状況、学校がとるべき対応を収集する。	
	収集した情報を学校災害対策本部長に伝達するとともに、教職員全員で共有する。	
家族等への連絡	事前に確認している連絡方法により、児童の状況および引き渡しについて連絡する。	
引き渡し	町災害対策本部の指示を確認し、児童を保護者に引き渡す。	
避難準備	町災害対策本部に学校の対応状況を連絡し、今後の避難場所、避難経路、避難手段を確認する。	

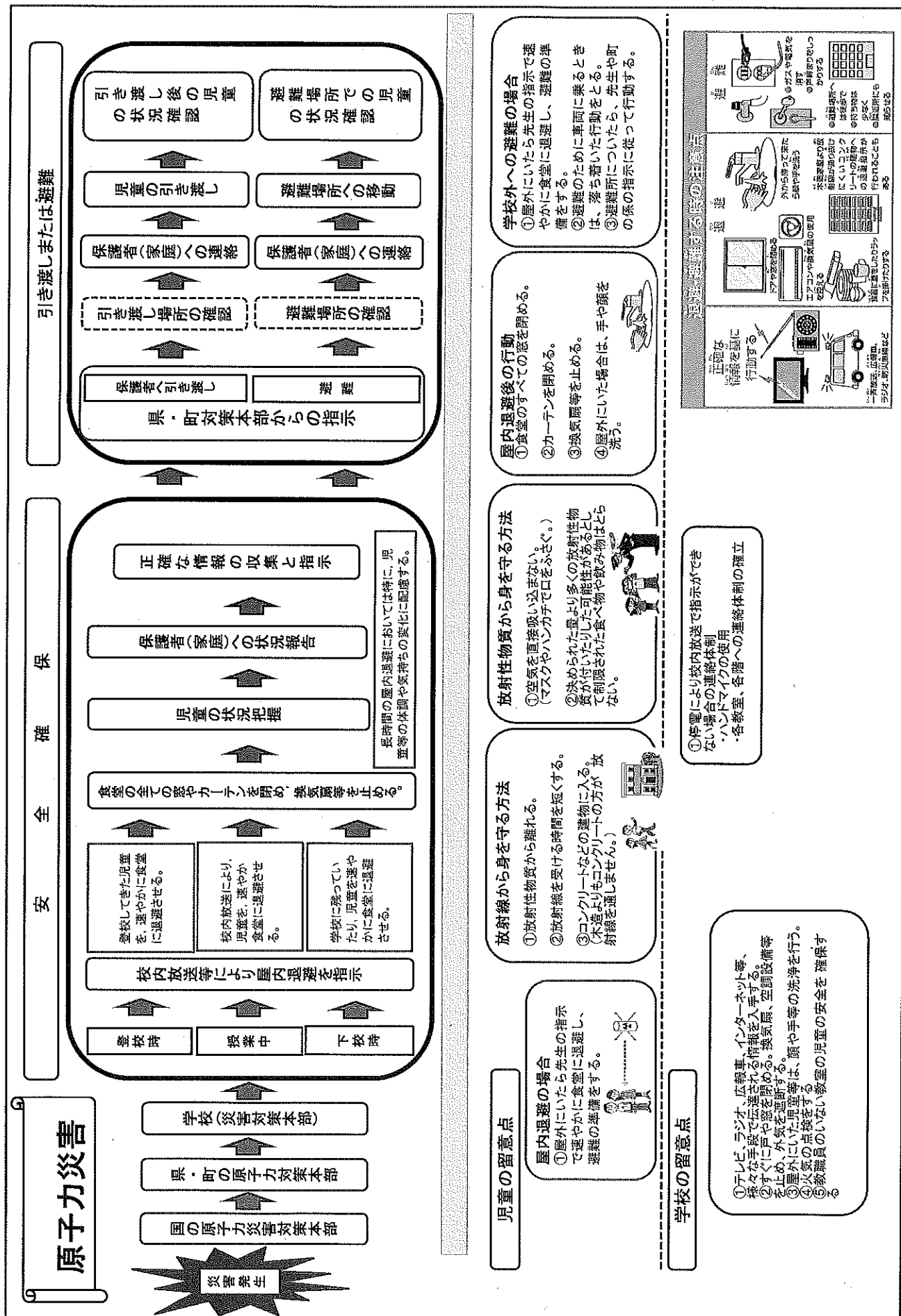
③ 避難指示

区分	チェック項目	結果
避難行動	町災害対策本部から指示があった避難場所に速やかに落ち着いて避難する。	
活動内容	町災害対策本部から指示があった避難場所、避難経路および避難手段の状況を確認する。	
	児童の人数を確認し、総括班へ報告する。	
	火気等の消化、電灯の消灯を確認し、窓等を閉めて施錠する。	
	児童に状況を説明し、落ち着かせてから、町災害対策本部が手配する車両で、指定された避難場所へ移動する。	
	児童および教職員は、避難場所への移動中はマスク、帽子、上着を着用する。	
	避難所に着いたら、児童の健康観察を行い、その結果を総括班に報告する。	
情報収集	テレビ・ラジオ等による原子力事故に関する情報に留意し、継続的な情報収集を行う。	
	県・町ホームページ、防災行政無線、広報車、各区、自主防災組織等からの広報により、国・県・町の対応状況、学校がとるべき対応を収集する。	
	収集した情報を学校災害対策本部長に伝達するとともに、教職員全員で共有する。	
家族等への連絡	避難完了後、事前に確認している連絡方法により、児童の状況および引き渡しについて連絡する。	
引き渡し	町災害対策本部の指示を確認し、児童を保護者に引き渡す。	

原子力災害発生時の対応(フローチャート)

・原子力災害が発生してから避難または保護者へ引き渡すまでを表しています。

(参考資料1)

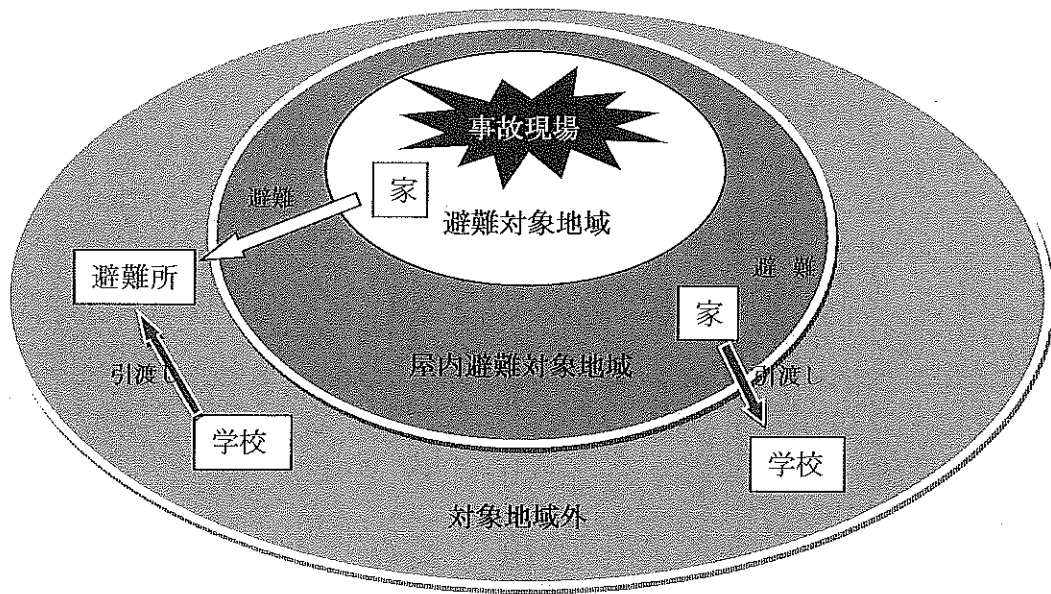


(参考資料 2)

通学状況に応じた対応

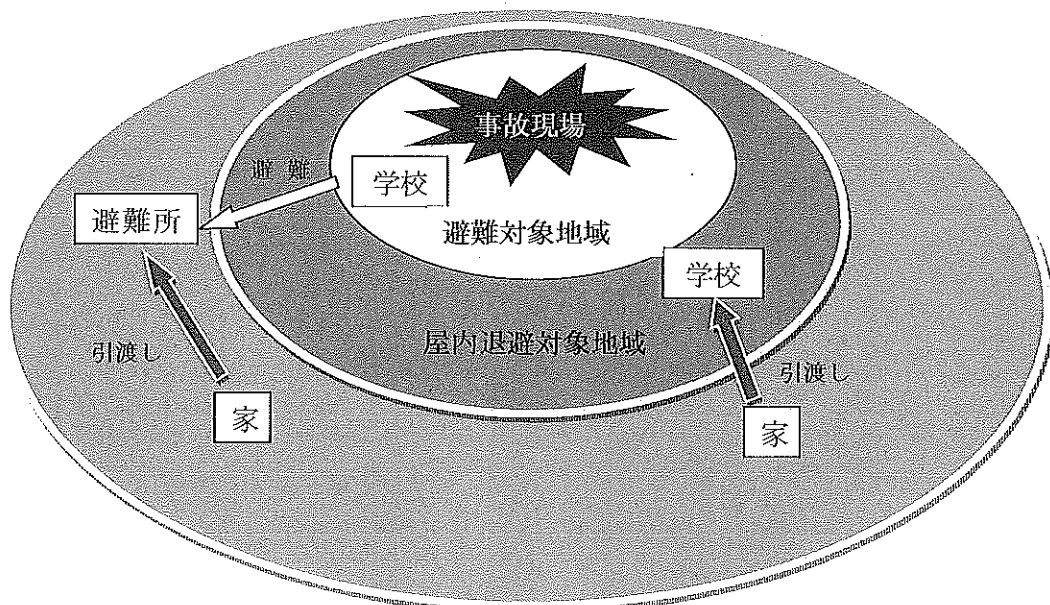
(1) 児童が30km圏内から、圏外の学校へ通学している場合

※自宅が避難区域・屋内退避区域に指定される可能性もあるため、
学校は必要な情報（名簿を作成し、指定される避難所や保護者の連絡先等を把握）
を保護者・児童に伝達する。



(2) 児童が30km圏外から、圏内の学校へ通学している場合

※学校が避難区域・屋内退避区域に指定されている場合、学校は必要な情報
（名簿を作成し、指定される避難所や保護者の連絡先等を把握）を保護者・児童に伝達する。



おい町立名田庄小学校原子力災害時避難計画

第1章 総 則

第1 目 的

この計画は、福井県地域防災計画（原子力災害対策編）第2章第1節第7に基づき、おい町立名田庄小学校（以下「学校」という。）における原子力災害対策について必要な事項を定め、原子力事業所の原子力事故による災害から、児童および教職員を安全かつ迅速に避難させることを目的とする。

第2 適用範囲

この計画は、児童および教職員に適用する。

第3 校長の役割

校長は、本計画に基づき、教職員を指揮し、原子力災害対策を総合的に推進するために必要な措置を講ずるものとする。

第4 教職員の役割

教職員は、校長の指揮の下、児童の身体および生命の安全を確保するため、本計画に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

第5 地域等との連携協力

学校は、原子力災害対策の実施に当たり、行政機関、近隣施設、地域住民および保護者等と十分連携、協力を図るものとする。

第2章 原子力災害事前対策

第1 原子力災害対策に関する事項

学校における原子力災害対策の総合的な推進を図るため、校内防災委員会において原子力災害対策に関する以下の事項を審議するものとする。

- (1) 原子力災害時避難計画の作成、検証および改定に関すること。
- (2) 原子力災害時の緊急連絡・通信手段に関すること。
- (3) 避難場所、避難経路および避難方法に関すること。
- (4) 防災教育および避難訓練に関すること。
- (5) 児童の保護者への引き渡し方法に関すること。
- (6) 災害用物品の整備に関すること。
- (7) その他原子力災害対策について必要な事項に関すること。

第2 緊急連絡体制の整備

校長は、おおい町の協力を得て、原子力災害に備え、緊急時における情報伝達の手段および方法を確立し、伝達事項を確認するとともに、あらかじめ緊急時連絡先一覧表（別紙）を作成するものとする。

第3 保護者への引き渡し

校長は、緊急時における児童の保護者等への引き渡し方法を別図1のとおりあらかじめ定めるとともに、緊急時引き渡しカード（別紙）を作成するものとする。

第4 避難場所、避難経路および避難方法

校長は、県およびおおい町が定める避難場所、避難経路および避難方法をあらかじめ把握し、原子力災害時において、児童および教職員を集团的に避難させる場合に備えるものとする。

第5 避難訓練の計画的実施

- 1 校長は、学校において避難訓練を計画的に実施し、教職員の役割に応じた行動を確認させるとともに、児童が災害時に安全に屋内退避や避難行動を行える能力を身につけさせるものとする。なお、県やおおい町等が実施する原子力防災訓練に積極的に参加し、原子力災害発生時の対応が円滑に実施できるように努めるものとする。
- 2 校長は、訓練実施後、その実施効果等の検証を行うものとする。

第6 災害用物品の整備および点検

校長は、避難誘導等に必要な物品について整備するとともに、定期的に点検を行うものとする。

（災害用物品）

- ・避難誘導に必要な物品

ホイッスル20個、ハンドマイク、マスク教職員用・児童用、懐中電灯、携帯ラジオ、児童名簿、
緊急時引き渡しカード等

- ・救護に必要な物品

救急箱、健康観察カード、毛布等

第3章 緊急事態応急対策

第1 学校災害対策本部の設置

- 1 校長は、おおい町等から、原子力事業所で重大なトラブルが発生したという情報を入手した場合、学校内に校長を本部長とする学校災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。
- 2 対策本部は、校長をはじめ全教職員で構成し、校長の指名する者を責任者とする総括班、情報連絡班、避難誘導班、救護・衛生班を設置するものとする。各班の役割は別表1のとおりとする。

第2 情報の収集および応援要請

校長は、おおい町災害対策本部等と連絡を取り、正確な情報の収集を行うとともに、必要と判断する場合は、おおい町災害対策本部に対し、避難誘導員の派遣等の応援要請を行うものとする。

第3 屋内退避

校長は、おおい町災害対策本部から屋内退避指示があった場合、その指示に基づき、別表2、別表4のとおり適切な屋内退避措置を講じるものとする。

第4 避難

- 1 校長は、おおい町災害対策本部から避難準備指示があった場合、その指示に基づき、児童の避難準備を行うものとする。
- 2 校長は、おおい町災害対策本部に対し、児童および教職員の人数、避難に必要な車両数、必要とする資機材、避難誘導員の派遣の必要性など、避難に関する情報を提供するものとする。
- 3 児童の保護者等への引き渡しを行う場合は、第2章第3に基づき、あらかじめ定める方法により行うものとする。
- 4 校長は、おおい町災害対策本部から避難指示があった場合、その指示に基づき、別表3、別表4のとおり児童および教職員の避難を行うものとする。

第5 児童の健康状態の把握・健康管理

校長は、避難場所に避難した時点および随時、児童の健康状態を把握し、異常があった場合には、おおい町災害対策本部等と連絡を取り、適切に対処するものとする。

第6 児童の保護者等への連絡

- 1 校長は、避難が完了した場合、児童の保護者および関係機関等へ連絡するものとする。
また、児童の健康状態に変化があった場合も同様とする。
- 2 避難完了後、児童の保護者等への引き渡しを行う場合は、第2章第3に基づき、あら

かじめ定める方法により行うものとする。

平成26年 7月18日 策定

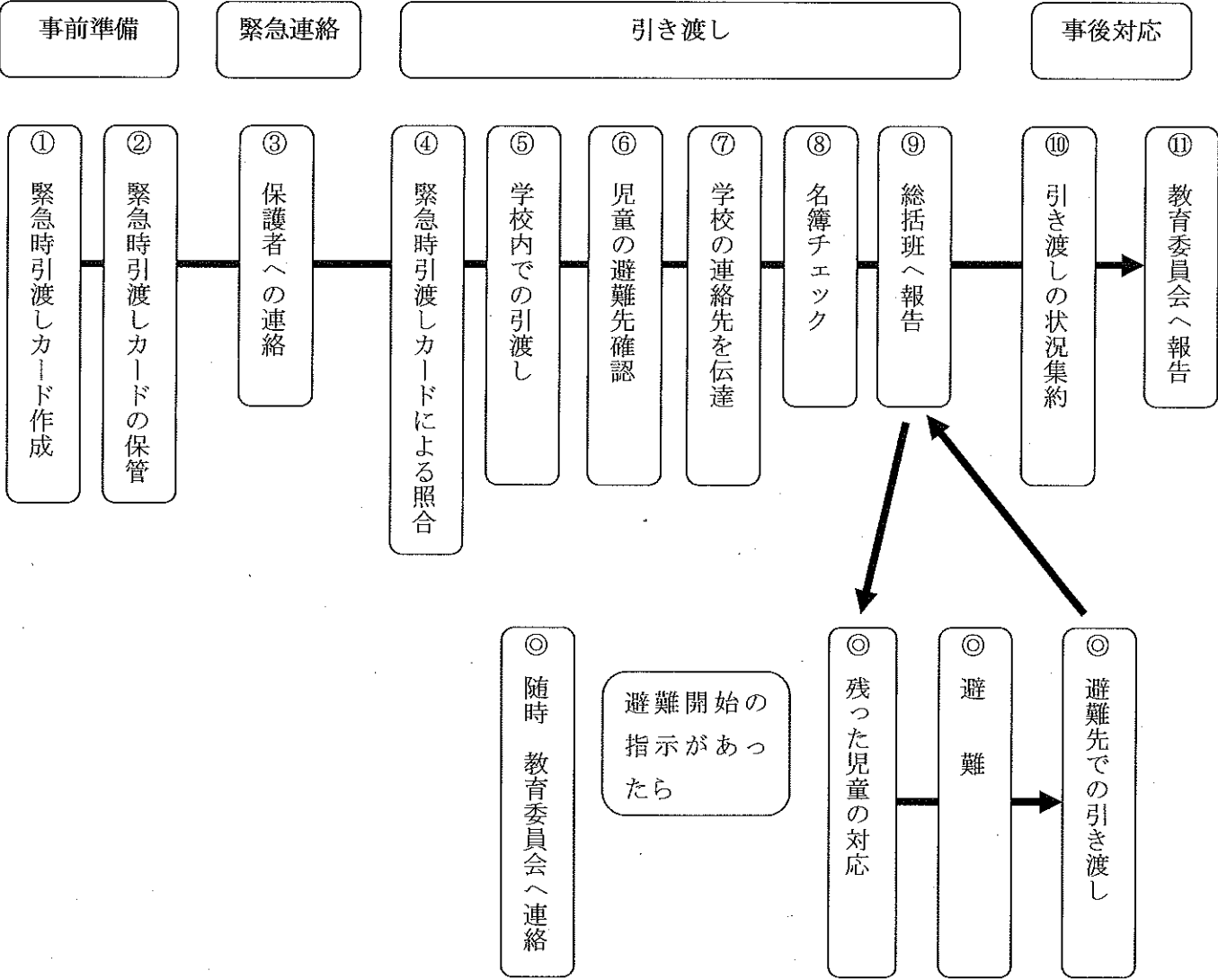
平成26年 9月 5日 改定

おおい町立名田庄小学校 緊急時連絡先一覧表

機 関 名	電話番号 FAX 番号	所 在 地
おおい町災害対策本部	77-1111 77-1289	おおい町本郷 136-1-1
福井県教育委員会	0776-20-0598 0776-20-0672	福井県福井市大手 3 丁目 17 番 1 号 11 階
おおい町教育委員会	77-1150 77-1177	おおい町本郷 136-1-1
若狭消防署	53-0119 52-4141	小浜市大手町 7-8
若狭消防署名田庄分署	67-2542 67-2780	おおい町名田庄久坂 2-39-2
小浜警察署	52-0110 52-6856	小浜市南川町 16-27
小浜警察名田庄駐在所	67-2171 (FAX 兼)	おおい町名田庄久坂 12-1-1
小浜警察坂本駐在所	67-3117 (FAX 兼)	おおい町名田庄口坂本 34-4-2
名田庄診療所	67-3037 67-3060	おおい町名田庄下 6-1
里山交流センター	67-3250 67-3251	おおい町名田庄久坂 3-21-1
若狭健康福祉センター	52-1300 52-1058	小浜市四谷町 3-10

別図 1 (第 2 章第 3 関係)

保護者への引き渡し方法



緊急時引き渡しカード

おい町立名田庄小学校

年 組	ふりがな 氏名			性別	男 女
				血液型	
現住所	〒	自宅電話番号	()		
		自宅以外連絡先① 名称			
		電話番号	— —		
		自宅以外連絡先② 名称			
		電話番号	— —		
保護者氏名	氏名	氏名			
本校在学児の兄弟等	年 組 氏名				
	年 組 氏名				
	年 組 氏名				
児童の引受人 (児童を迎えに来る人、保護者以外の人も含む)					
	引受人氏名	本人との関係	電話番号	徒歩で学校に来るまでの 所要時間	引渡確認
1					
2					
3					
4					
5					
引き渡し時の記載 (引き渡し時に関係者が記入します)					
引渡日時	月 日 時	引渡場所	教室・校庭・体育館・避難所・その他()		
引渡者の氏名(職員氏名)					
引渡後の 連絡先	引受人氏名	自宅 電話番号	()		
		携帯 電話番号	— —		

※緊急引き渡しカードは非常持ち出し袋等に常時保管する

別表 1 (第 3 章第 1 関係)

学校災害対策本部の各班とその役割

班編成	担当職	災害に備えての準備事項	災害時における各班の役割
本部長	校長	・全職員に対して、災害時の対応についての個々の役割分担を明確化する。 ・保護者に対し、原子力防災時における学校の対応策や避難場所について周知徹底を図る。	・学校災害対策本部を設置し、町からの指示に従い全教職員にあらかじめ定められた災害活動に直ちに従事することを指示する。 ・町教育委員会へ、随時状況の報告をする。
総括班	教頭・早川高	・緊急時連絡先一覧表を作成する。 ・全教職員に対して、災害に備えての原子力防災体制について共通理解を図るとともに、周知徹底を図る。	・各班との連携のもと、災害対策担当部局や教育委員会等との連絡に当たる。
情報連絡班	鹿谷・辻・小林	・保護者との連絡体制を確認しておく。 ・緊急時引き渡しカードの作成状況を確認し、保管する。	・児童の避難状況等について、保護者からの問い合わせに対応する。 ・児童の引き渡しについて保護者等へ連絡する。
避難誘導班	赤井・吉岡・小辻・森本・下中	【①屋内退避の場合】 ・学校における屋内退避は、担任の指揮の下、教室で退避させるため、教室に安全かつ迅速に集合できるための経路について、児童に周知徹底を図る。 【②避難の場合】 ・町が手配する車両に児童が安全に乗車できるための場所の設定と乗車場所までの経路について、児童に周知徹底を図る。	【①屋内退避の場合】 ・教室内へ安全かつ速やかに退避させ、全ての窓やカーテンを閉め、換気扇を止め、児童等に状況の説明をし、次の指示が出るまで教室内で待機させる。 ・屋内退避が完了したときは、速やかに総括班に報告する。 【②避難の場合】 ・児童を速やかに屋内に退避させ、状況を説明する。その後、指定された避難所に向かうため、手配された車両に順序良く乗車させる。 ・避難時には、マスク、帽子、上着を着用させる。 ・原則として教職員が児童と行動をともにし、児童がパニックを起こさないよう適切な指示をする。 ・避難が完了したときは、速やかに総括班に報告する。
救護・衛生班	早川千・納谷	・救急用品の確保および救護体制を整備する。 ・避難時や屋内退避時の放射線防護対策を確認しておく。	【①屋内退避の場合】 ・緊急的な医療行為の必要が生じた場合は、直ちに町災害対策本部に連絡し、その指示を受ける。 【②避難の場合】 ・避難所に設置される救護所との連携・協力を図り、児童および教職員に対する的確な救護と応急的な措置および健康観察を行う。

別表 2 (第 3 章第 3 関係)

状況に応じた原子力災害への対応 (屋内退避の場合)

	児童の動き	教職員の動き
(1) 登校時に災害が発生したら	○ 防災無線や広報車などの放送をしっかりと聞き、その指示に従う。 ○ できるだけ速く登校し、先生の指示で速やかに屋内に退避する。	○ 登校してきた児童を、速やかに教室に退避させる。 ○ 児童の出欠を確認し、総括班へ報告する。 ○ 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 ○ 低学年の児童等に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 ○ 児童の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）
(2) 授業中等に災害が発生したら	《授業中・休み時間・放課後》 ○ 屋外にいた時は、先生の指示で速やかに屋内に退避する。	《授業中や休み時間・放課後》 ○ 校内放送により、自分の教室以外にいる児童を、速やかに教室に退避させる。 ○ 児童の把握に努め、総括班へ報告する。 ○ 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 ○ 低学年の児童等に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 ○ 児童の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）
(3) 下校時に災害が発生したら	○ 防災無線や広報車などの放送をしっかりと聞き、その指示に従う。 ○ できるだけ速く家へ帰り、その後、町からの指示に従う。	○ 学校に残っていた児童を速やかに屋内に退避させ、状況を確認し、総括班へ報告する。 ○ 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 ○ 低学年の児童等に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 ○ 児童の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）

(4) 学 校 外 活 動 中 に 災 害 が 発 生 し た ら	《屋内避難対象地域内で活動している場合》 ○ 屋外活動中に災害情報等を聞いたら、先生の指示で近くの建物に速やかに退避する。	《屋内退避対象地域内で活動している場合》 ○ 防災無線や広報車などの放送による市町災害対策本部からの指示に従う。 ○ 屋外活動中の児童を近くの建物に速やか退避させる。 なお、学校と随時連絡を取り合う。 ○ 大会等では、施設の管理責任者や大会本部の指示に従う。 ○ 野外活動中で屋内退避する建物がない場合、その地域の市町災害対策本部と連絡を取り、指示に従って行動する。 ○ 低学年の児童等に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 ○ 児童の健康観察を行い、その結果を学校へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告する。（保護者からの電話は控えてもらう）
	《屋内退避または避難対象地域外で活動している場合》 ○ 公共施設やバスの中で待機する。	《屋内退避または避難対象地域外で活動している場合》 ○ 学校は、早急に引率者に連絡をし、災害の発生を知らせる。 ○ 学校と連絡を取り合って、安全な地域の公共施設等で待機し、指示を待つ。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう）
(5) 休 業 日 に 災 害 が 発 生 し た ら	《自校における課外活動等》 ○ 屋外にいたときは、先生の指示で速やかに屋内に退避をし、先生の指示に従った行動をとる。	《自校における課外活動等》 ○ 防災無線や広報車などの放送による市町災害対策本部からの指示に従う。 ○ 屋外にいる児童を、速やかに屋内に退避させ、総括班へ報告する。 ○ その場にいる教職員で、市町と協力し、児童の安全に努める。 ○ 低学年の児童等に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 ○ 屋内退避をしたら、児童の健康観察を行い、定期的に総括班へ連絡し、指示を仰ぐ。 保護者（家庭）へは、本人の所在等を知らせる。

別表 3（第 3 章第 4 関係）

状況に応じた原子力災害への対応（避難の場合）

	児童の動き	教職員の動き
(1) 登校時に災害が発生したら	○ 防災無線や広報車などの放送をしっかりと聞き、その指示に従う。 ○ できるだけ速く登校し、先生の指示で、速やかに屋内に退避し、避難の準備をする。 ○ 避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。 ○ 避難所に着いたら、先生や町の人への指示に従った行動をとる。	○ 登校してきた児童を、速やかに屋内に退避させ、避難の準備をさせる。 ○ 児童の出欠を確認し、総括班へ報告する。 ○ 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 ○ 町が手配する車両で指定された避難所へ移動させる。 ○ 避難所に着いたら、児童の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）
(2) 授業中等に災害が発生したら	《授業中・休み時間・放課後》 ○ 屋外にいたら、先生の指示で速やかに屋内に退避し、避難の準備をする。 ○ 避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。 ○ 避難所に着いたら、先生や町の人への指示に従った行動をとる。	《授業中・休み時間・放課後》 ○ 屋外にいる児童を、速やかに屋内に退避させ、避難の準備をさせる。 ○ 児童の把握に努め、総括班へ報告する。 ○ 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 ○ 町が手配する車両で、指定された避難所へ移動させる。 ○ 避難所に着いたら、児童の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、町災害対策本部から、児童の避難場所を防災無線等により広報する。
(3) 下校時に災害が発生したら	○ 防災無線や広報車などの放送をしっかりと聞き、その指示に従う。 ○ できるだけ速く家へ帰り、その後、町からの指示に従う。 ○ 避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。 ○ 避難所に着いたら、先生や町の人への指示に従った行動をとる。	○ 学校に残っていた児童を速やかに屋内に退避させ、状況を確認し、総括班へ報告するとともに、避難の準備をさせる。 ○ 町が手配する車両で指定された避難所へ移動させる。 ○ 避難所に着いたら、児童の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）

(4) 校外活動中に災害が発生したら	《避難対象地域内で活動している場合》 ○ 屋外活動中に災害情報等を聞いたら、先生の指示で近くの建物に退避し、避難の準備をする。 ○ 避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。 ○ 避難所に着いたら、先生や町の人からの指示に従った行動をとる。	《避難対象地域内で活動している場合》 ○ 防災無線や広報車などの放送による町災害対策本部からの指示に従う。 ○ 屋外活動中の児童を近くの建物に退避させ、避難の準備をさせる。 なお、学校と随時連絡を取り合う。 ○ 大会等では、施設の管理責任者や大会本部の指示に従う。 ○ 当該町災害対策本部からの指示で避難誘導し、町が手配する車両で指定された避難所へ移動させる。 ○ 避難所に着いたら、児童の健康観察を行い、その結果を学校へ報告する。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）
	《屋内退避または避難対象地域外で活動している場合》 ○ 公共施設やバスの中で待機する。	《屋内退避または避難対象地域外で活動している場合》 ○ 学校は、早急に引率者に連絡をし、災害の発生を知らせる。 ○ 学校と連絡を取り合って、安全な地域の公共施設等で待機し、指示を待つ。 ○ 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする。（保護者からの電話は控えてもらう。）
(5) 休日・夜間に災害が発生したら	《自校における課外活動等》 ○ 先生の指示で速やかに屋内に退避し、避難の準備をする。 ○ 避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。 ○ 避難所に着いたら、先生や町の人からの指示に従った行動をとる。	《自校における課外活動等》 ○ 防災無線や広報車などの放送による町災害対策本部からの指示に従う。 ○ 屋外にいる児童を、速やかに屋内に退避させ、避難の準備をするとともに総括班へ報告する。 ○ 町が手配する車両で指定された避難所へ移動させる。 ○ 避難所に着いたら、児童の健康観察を行い、定期時に総括班へ連絡し、指示を仰ぐ。 ○ 保護者（家庭）へ、本人の所在等を知らせる。 《自宅にいた時に災害が発生した場合》 ○ 職員は自宅が屋内退避対象地域でない場合に、可能な限り勤務校が指定されている避難所へ向かい、避難所で児童の所在を確認し総括班へ報告する。 また、避難所運営への支援協力をする。

(別表4)

行動チェックリスト（災害発生時）

【学校名：おおい町立名田庄小学校】

① 避難準備

区分	チェック項目	結果
活動内容	学校災害対策本部を設置する。	
	全教職員は定められた災害活動に従事する。	
	児童に状況を説明し、落ち着かせ、不安を和らげる。	
	緊急時引き渡しカードを準備、確認する。	
情報収集	町の災害対策本部からの連絡時に、学校の状況報告や今後の情報伝達方法等について確認する。	
	テレビ・ラジオ等による原子力事故に関する情報に留意し、継続的な情報収集を行う。	
	県・町ホームページ、防災行政無線、広報車、各区、自主防災組織等からの広報により、国・県・町の対応状況、学校がとるべき対応を収集する。	
	収集した情報を学校災害対策本部長に伝達するとともに、教職員全員で共有する。	
避難準備	屋内退避または避難指示が出された場合の活動内容を確認し、避難準備を開始する。	

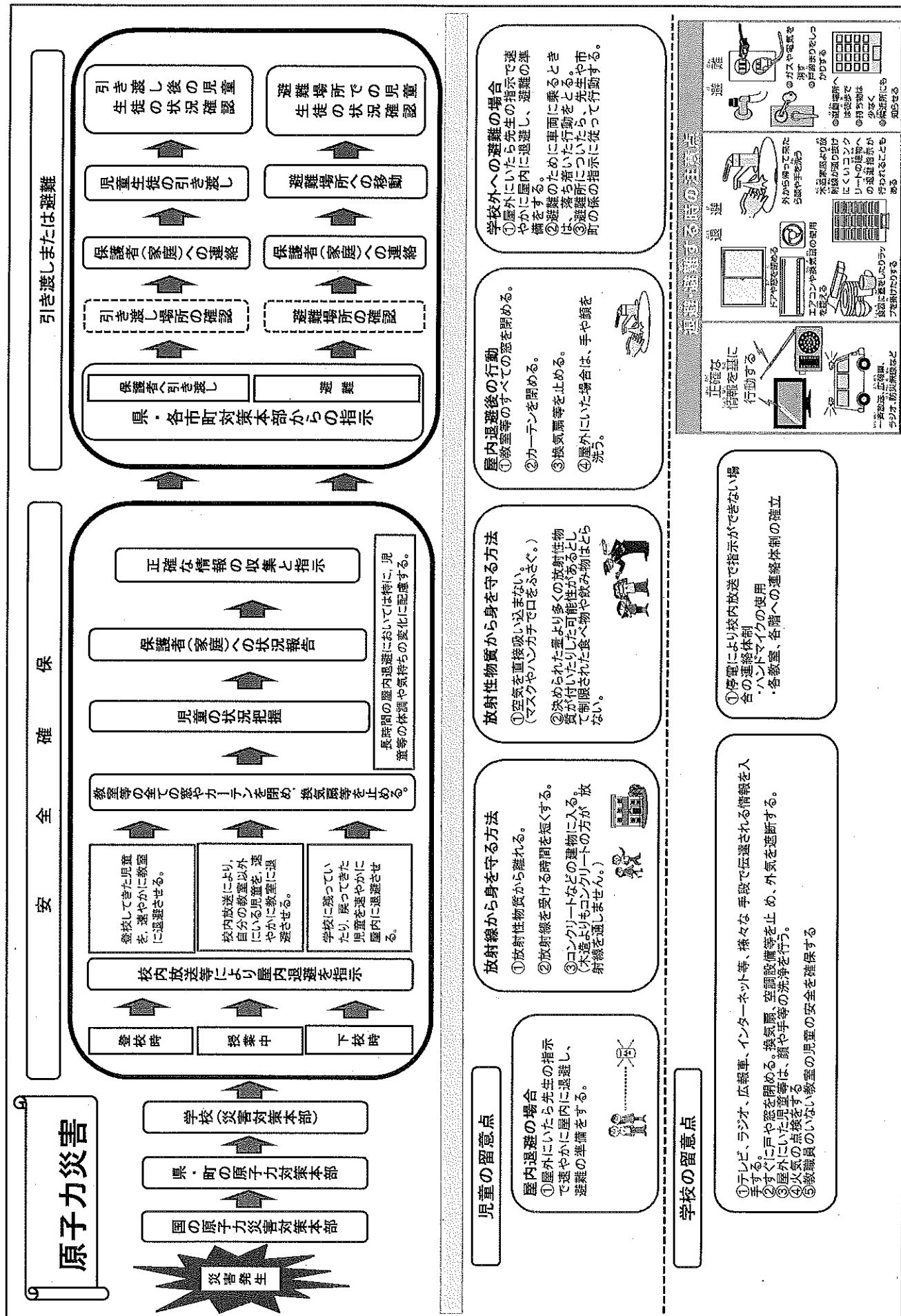
② 屋内退避

区分	チェック項目	結果
避難行動	教職員は、児童を安全かつ速やかに教室に退避させる。	
活動内容	屋外にいる児童を速やかに屋内に退避させ、顔や手を洗い、避難準備させる。	
	児童の人数を確認し、総括班へ報告する。	
	屋内へ外気が入ってくるのを防ぐため、全てのドア・窓・カーテンを閉め、換気扇等を止める。	
	児童に状況を説明し、落ち着かせ、不安を和らげる。	
	低学年の児童等に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。	
	児童の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する。	
情報収集	テレビ・ラジオ等による原子力事故に関する情報に留意し、継続的な情報収集を行う。	
	県・町ホームページ、防災行政無線、広報車、各区、自主防災組織等からの広報により、国・県・町の対応状況、学校がとるべき対応を収集する。	
	収集した情報を学校災害対策本部長に伝達するとともに、教職員全員で共有する。	
家族等への連絡	事前に確認している連絡方法により、児童の状況および引き渡しについて連絡する。	
引き渡し	町災害対策本部の指示を確認し、児童を保護者に引き渡す。	
避難準備	町災害対策本部に学校の対応状況を連絡し、今後の避難場所、避難経路、避難手段を確認する。	

③ 避難指示

区分	チェック項目	結果
避難行動	町災害対策本部から指示があった避難場所に速やかに落ち着いて避難する。	
活動内容	町災害対策本部から指示があった避難場所、避難経路および避難手段の状況を確認する。	
	児童の人数を確認し、総括班へ報告する。	
	火気等の消火、電灯の消灯を確認し、窓等を閉めて施錠する。	
	児童に状況を説明し、落ち着かせてから、町災害対策本部が手配する車両で、指定された避難場所へ移動する。	
	児童および教職員は、避難場所への移動中はマスク、帽子、上着を着用する。	
	避難所に着いたら、児童の健康観察を行い、その結果を総括班に報告する。	
情報収集	テレビ・ラジオ等による原子力事故に関する情報に留意し、継続的な情報収集を行う。	
	県・町ホームページ、防災行政無線、広報車、各区、自主防災組織等からの広報により、国・県・町の対応状況、学校がとるべき対応を収集する。	
	収集した情報を学校災害対策本部長に伝達するとともに、教職員全員で共有する。	
家族等への連絡	避難完了後、事前に確認している連絡方法により、児童の状況および引き渡しについて連絡する。	
引き渡し	町災害対策本部の指示を確認し、児童を保護者に引き渡す。	

・原子力災害が発生してから避難または保護者を引き渡すまでを表しています。

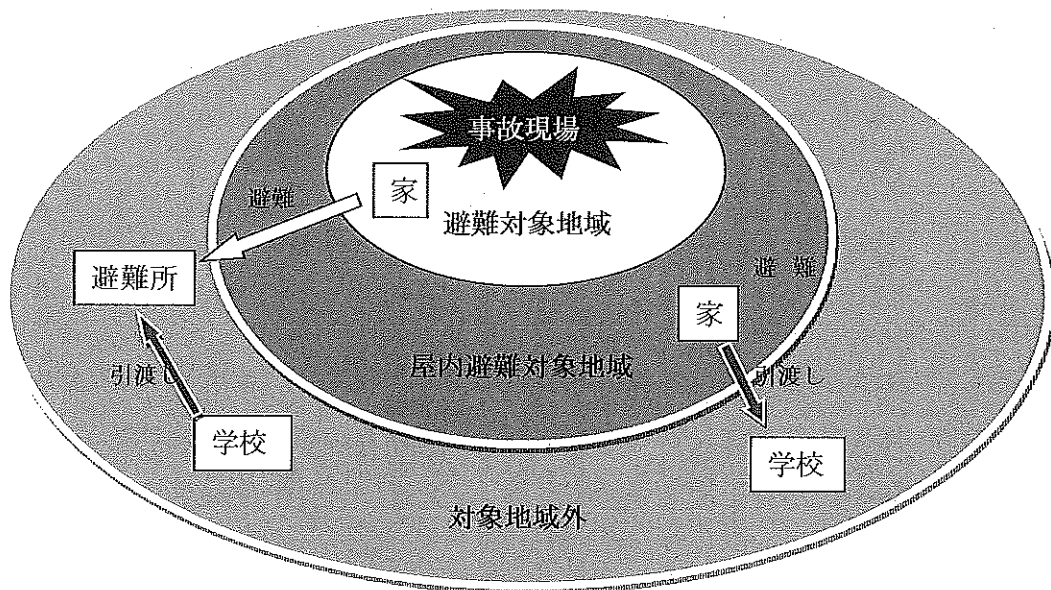


(参考資料2)

通学状況に応じた対応

(1) 児童が30km圏内から、圏外の学校へ通学している場合

※自宅が避難区域・屋内退避区域に指定される可能性もあるため、
学校は必要な情報（名簿を作成し、指定される避難所や保護者の連絡先等を把握）
を保護者・児童に伝達する。



(2) 児童が30km圏外から、圏内の学校へ通学している場合

※学校が避難区域・屋内退避区域に指定されている場合、学校は必要な情報
（名簿を作成し、指定される避難所や保護者の連絡先等を把握）を保護者・児童に伝達する。

